

30川監公第7号
平成30年9月11日

川崎市職員措置請求について（公表）

平成30年7月13日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	花輪孝一
同	山田益男

(別紙)

30川監第302号

平成30年9月11日

請求人 坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

川崎市職員措置請求について（通知）

平成30年7月13日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

[請求内容]

川崎市職員措置請求書

2018（平成30年）年7月13日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番地3
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象について

教育委員会教育環境整備推進室が、地方自治法等の関係法令等に定める少額随意契約として川崎市が定める軽易工事という規定に基づき発注・契約した32件の工事が、監査対象であります。

(2) 違法性について

当該監査対象の32件の工事は、新設工事であり、契約方法としては、競争性のある一般競争入札もしくは指名競争入札としなければならないところ、競争性の低い随意契約として、見積り合わせ契約という契約方法により発注・契約を行った地方自治法等の関係法令等に違反しております。

(3) 川崎市が被った損害の補填について

上記のとおり、本来あるべき一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法を執らず、競争性の低い随意契約により契約手続きを執ったことにより、川崎市が損害を被ったものであります。

したがって、適法に行った契約の場合と本件違法に行った契約の場合との差額である川崎市が被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

2 請求の理由

(1) 「軽易工事」の法的位置づけについて

監査対象である甲第1号証の1～32の各契約は、甲第2号証に示す「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）の規定を採用し、競争性の

低い随意契約（見積り合わせ契約）により契約手続きを行ったものでありますが、軽易工事取扱規程の法的位置づけは、次のとおりであります。

軽易工事として契約できる場合は、法令としては、地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定める場合に限られています。

川崎市の場合、それらの法令を受けて、甲第2号証に示す軽易工事取扱規程を定めております。

軽易工事の定義としては、軽易工事取扱規程第2条第3号に「1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事をいう。」と定められています。

また、軽易工事の解釈・運用については、甲第3号証に示す会計室が実施している職員向けの会計事務研修テキストにおいて「軽易工事は、建物等の原形復旧であり、新築・新設等を目的とする工事はできませんので注意してください。」と軽易工事の規定は、新設工事には適用できないことを明確に注意喚起しております。なお、甲第3号証は、平成26年度版を示しましたが、会計室による研修は毎年実施され、当該軽易工事に関する部分は、毎年記載されております。

（2）「軽易工事」の該当性について

監査対象である甲第1号証の1～32の各契約が、新設工事であることが明確となっているものとして、甲第4号証（各3業者はそれぞれ同様の写真であるため、各業者につき1例を示します。）に示す工事写真があります。そこには、サッシの窓が何かの拍子に窓枠から外れることを防止するための「サッシ外止め部品」を新たに取り付けている状況が明確に撮影されており、新設工事であることが明確に確認できます。

したがって、甲第1号証に示す32件の工事は、軽易工事の定義として定められている「小破修繕工事」でもなく「原形復旧工事」でもないことから、軽易工事には該当しないものであります。

（3）「軽易工事」に係る議会答弁について

軽易工事については、甲第5号証に示す財政局長の平成23年第4回定例会及び平成25年第3回定例会の答弁があります。

その議会答弁とは、軽易工事にかかる質問に対し「建物等の小破修繕など緊急な対応が必要な工事」であるとか「小中学校の軽易工事につきましても、学校からの需要に迅速に対応するため」との議会答弁となっており、軽易工事の主旨は、全庁的に共有されているものであります。

（4）教育委員会における「軽易工事」実施の事務処理原則について

甲第6号証に示す教育委員会からの軽易工事についての請求人への回答としては、「3 学校からの「営修繕申請」に基づき軽易工事を実施する」との回答となっていま

す。

しかしながら、甲第7号証に示すとおり、監査対象である甲第1号証の1～32の各契約すべて、学校からの「営繕申請書」は提出されておらず、教育委員会における軽易工事実施の事務処理原則である学校からの要請に基づく工事ではなかったことが明らかであることから、この点からも軽易工事該当工事でなかったものであります。

(5) 「軽易工事」該当性のまとめ

前記(1)から(4)で示しましたとおり、監査対象である甲第1号証の1～32の各契約は、すべて、サッシの窓が何かの拍子に窓枠から外れることを防止するための「サッシ外止め部品」を取り付ける新設工事であり、小破修繕工事でもなければ原形復旧工事でもなく、また、学校からの「営繕申請」に基づき、学校からの需要に迅速に対応するという点でもなかったことから、地方自治法等の関係法令等に該当する少額随意契約であります軽易工事に該当しないことは明らかであります。

(6) 違法性の判断について

前記(5)のとおり、軽易工事の定義に該当しない以上、軽易工事取扱規程を適用し、随意契約として見積り合わせ契約という契約方法による契約は、一般競争入札もしくは指名競争入札を原則とする地方自治法等の関係法令等に違反するものであります。

(7) 分割発注の違法性について

上記のとおり、そもそも軽易工事に該当しない工事に軽易工事取扱規程を適用し競争性の低い随意契約を適用した違法がありますが、同時に、軽易工事取扱規程を前提とした違法もありますので、次に示します。

甲第8号証に示す平成26年1月付け総務省による「契約における実質的な競争性の確保に関する調査—役務契約を中心として—結果に基づく勧告」の4ページの「ウ その他契約における事務手続等の見直し」の「(ア) 同種業務の契約を少額随意契約としている例(3府省計4事例)において、その中ほどの下線で示した部分「これらの契約については、いずれも業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであるなどのほか、当該業務は計画的に行われるものであることから、一括して一般競争入札を実施すべきものであると考えられる。」とあります。そして、その所見として、6ページにおいて「③i) 同種業務の契約について、分割発注するなどして少額随意契約としているものについては、一括発注することにより一般競争契約に移行すること。」と述べています。

(8) 総務省判断の検証について

監査対象である甲第1号証の1～32の各契約について、甲第8号証の総務省判断を検証してみます。

まず、業務内容が同じであるかについては、当該32件の契約すべてが窓サッシ落下防止工事であることからして、業務内容は同じであることが分かります。

次に、履行場所であります、甲第9号証に示すとおり、川崎区は「寺尾サッシ工業

株式会社」、幸区、中原区及び高津区は「三王建設株式会社」、そして、宮前区、多摩区及び麻生区は「関東サッシサービス株式会社」が、受注していることからすれば、履行場所もほぼ同じであると判断できます。

そして、履行時期であります。甲第10号証で示しますとおり各区分への3社見積り依頼日、3社見積り締切日及び決定業者連絡日がほぼ同一であることから、履行時期もほぼ同一であると言えます。

なお、履行場所であります。甲第11号証に示しますとおり、教育委員会の過去の契約事例を見てみれば、①平成28年度のサッシ工事において、「ほか1校」として、サッシ工事でも履行場所が複数の契約を締結していること、また、②平成25年度から29年度までの過去5年間の契約を確認した場合、「ほか3校」以上を抽出した結果、最大校数では「ほか20校」との契約も存在していたことから、教育委員会は、市内全域が一つの履行場所であるとの認識でいるようであり、教育委員会の実務としては、1件工事として一つの学校を履行場所とする契約方針ではないようであります。

それらの実務からすると、甲第1号証の1～32の各契約は、各学校別の契約となっておりますが、履行場所に関しては、32件の契約すべてを同一履行場所で1件工事として事務処理しても何ら問題はないものであります。

したがって、甲第1号証の1～32の各契約について、各学校別に32件の工事に分割発注したことは、総務省判断の1件工事に関する同様業務内容、同様履行場所及び同様履行時期の判断基準からして、1件工事を複数の工事に分割発注することに該当し違法であるとともに、当該32件の工事を1件工事として発注することは、従前の教育委員会の「ほか20校」方式の契約方法と矛盾するものでもなく、むしろ、1件工事として発注すべきものに該当するものであります。

(9) 計画発注について

甲第7号証で示しましたとおり、監査対象である甲第1号証の1～32の各契約のすべてに「営繕申請書」は添付されておらず、学校からの緊急対応の要請に基づく工事ではなかったことが明らかであることからして、教育委員会による計画発注工事であったことが分かります。

計画発注であるのであれば、議会答弁にありました「迅速対応」の必要性はないもので、軽易工事に該当するものではなく、地方自治法等の原理原則に基づく一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注すべき契約であり、随意契約として見積り合わせ契約を適用したことは、この点からしても違法であることは明らかであります。

(10) 損害の補填について

上記で示しましたとおり、当該32件の窓サッシ落下防止工事は、新設工事であり軽易工事取扱規程の適用外の工事であること並びに仮に軽易工事取扱規程を適用したとしても禁止されている分割発注工事であることからして、軽易工事取扱規程にある見積

り合わせ契約ではなく、地方自治法等に定める原理原則の一般競争入札もしくは指名競争入札の手続きにより契約締結すべき案件であります。

しかしながら、地方自治法等の原理原則を逸脱し、違法な契約手続きにより執行されたものであることから、それらの工事を適法な契約手続きにより執行された場合の適正契約金額との差額は、補填されなければならないものであります。

甲第12号証は、当該32件の窓サッシ落下防止工事が執行された時期と同一時期である平成29年7月における一般競争入札及び指名競争入札の落札率を示したものであります。

そのデータによりますと、平均落札率は、92.69%であり、差であります7.31%に相当する金額が補填の対象となります。

なお、この競争を前提とする適正価格との差額を損害と認定する方法は、談合の違法契約に係る事件の裁判においても採用されており、また、後述の京都市教育委員会の住民監査請求においても採用されている合理的な算出方法と言えるものであります。

甲第9号証に示します当該32件の窓サッシ落下防止工事の契約金額の合計は、61,288,920円となっています。

したがって、川崎市が損害を被り補填を必要とされる金額は、契約合計金額の7.31%に相当する金額となります。

契約金額の合計に7.31%を乗ずると、その額は、4,480,220円と算出でき、この額が補填対象金額であります。

また、当該32件の窓サッシ落下防止工事の甲第1号証で示す回議書によれば、事業執行の承認を行った者及び甲第13号証で示します支出命令（受注3業者からそれぞれ1件を抽出）の承認を行った者は、いずれも教育委員会教育環境整備推進室の澁谷雅彦担当課長であります。

したがって、当該職員に対し、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

(11) 損害の補填を求める理由その1

甲第14号証に示すとおり、平成21年5月28日付け新聞各紙に「軽易契約1割が不適切—川崎市30人文書注意」とか「市施設の修繕契約—不適切処理760件に」とか「市発注250万円以下の工事—不適切契約767件」とか「工事契約で不適切事務処理—30人を文書注意」などの見出しが躍りました。

その新聞報道にあります教育委員会の事例を甲第15号証に示しますが、本来、1件工事として一般競争入札もしくは指名競争入札としなければならないところ、総額17,388,000円の工事を7件の工事に分割し、1件250万円以下の軽易工事として発注したものであります。

この場合、仮に、競争入札としていれば、随意契約との差であります100万円前後

の税金が、児童生徒の教育向上にまわせた可能性があります。

(12) 損害の補填を求める理由その2

前記(11)において分割発注を行い、当時の課長職が文書注意を受けたにも関わらず、平成28年度の監査においても分割発注が指摘され、甲第16号証に示す教育長の措置報告が行われました。

また、分割発注に関する過去の監査の指摘状況は、甲第17号証に示しますが、市長が必要な措置を講じたとの報告があるものの、繰り返し繰り返し分割発注を行っていません。

分割発注は、本来、競争入札としなければならない案件を随意契約で行うことであり、そのような繰り返しは、大切な税金が浪費されることに繋がるものでありますので、市民にとって大変不幸なことであり、教育委員会の場合、児童生徒の教育向上が妨げられることにもなります。

3 京都市教育委員会における職員賠償勧告の事例について

甲第18号証に京都市教育委員会の分割発注事例を対象とした住民監査請求事案を示します。

この事例では、京都市監査委員は、その38ページにおいて、「各契約に係る市の損害については当該契約に係る支出負担行為に関与した教育環境整備室長及び同室環境整備担当課長に、それぞれ法第243条の2第1項後段の規定による賠償義務があると認められる。」とし、勧告の内容としては、「当該支出負担行為に関与した教育委員会事務局総務部教育環境整備室の職員に対して賠償を命じるなどの必要な措置を講じられたい。」及び「当該支出負担行為に関与した教育環境整備室長及び同室環境整備担当課長に対して賠償を命じるなどの必要な措置を講じられたい。」との勧告を行っています。

したがって、甲第1号証の1～32の各契約の承認を行い、かつ、支出命令の承認を行った者に対し、京都市と同様に賠償勧告されますよう請求するものであります。

4 疑問その1

甲第9号証を見るとよく分かりますが、「関東サッシサービス株式会社」が宮前区、多摩区及び麻生区の14件を受注しております。また「寺尾サッシ工業株式会社」が川崎区の6件を受注しております。そして、「三王建設株式会社」が幸区、中原区及び高津区の12件を受注しております。

そこで、甲第4号証の写真を見てみますと、「関東サッシサービス株式会社」と「三王建設株式会社」が施工した外れ止め部品は、見た感じ同じ部品を使用しているように見えますが、甲第1号証の各決裁文書に添付されている見積書を見てみますと、関東サッシサービス株式会社の外れ止め部品単価は、400円となっており、三王建設株式会

社の外れ止め部品単価は、500円となっています。

発注仕様書を見る限り、施工部品に明確な違いは無いようですが、契約単価に「100円」の差が生じたのは何故なのか、説明を求めます。

見積もり業者は、通常、発注仕様書により見積額を算出するものでありますが、開示された発注仕様書の他に特記仕様書などの別の見積り根拠があるのでしょうか。

以上の同じ仕様書及び同じ施工と思える状況で、見積り単価に「100円」の差が生じている状況に疑問がありますので、その理由を説明してください。

5 疑問その2

「関東サッシサービス株式会社」と「三王建設株式会社」が受注した発注仕様書には、部品の仕様として「サッシ外れ止め」となっており、「寺尾サッシ工業株式会社」が受注した発注仕様書には、「外障子外れ止め」となっており、表現に若干の違いがあり、工事写真でも使用された部品に違いがあります。

しかしながら、3社が施工した外れ止めという機能に大きな違いは無いように思えますが、大きく違う点は、「関東サッシサービス株式会社」及び「三王建設株式会社」の2社の外れ止め部品の単価が、400円及び500円であったのに対し、「寺尾サッシ工業株式会社」の外れ止め部品の単価は、1,400円となっています。

機能が同様である使用部品に「1,000円前後」の差が生じたのは何故なのか、説明を求めます。

また、同様工事に対する発注仕様書の内訳に違う記載がなされ、結果として、他の同様工事で使用される外れ止め部品の単価に「1,000円前後」の差が生じている点はなぜなのか、その理由を説明してください。

6 疑問その3

甲第1号証の32件の工事は、窓サッシの落下防止工事となっており、32件の工事内容に大きな違いは無いものと思われま。

また、32件の担当者もすべて同一職員となっています。

しかしながら、疑問その1と疑問その2と同様に、発注仕様書に一部違いがあります。

それは、「関東サッシサービス株式会社」及び「三王建設株式会社」が受注した案件の発注仕様書には、部品の「取付・交換費」と「調整費」が、別々に計上するようになっているのに対し、「寺尾サッシ工業株式会社」が受注した案件の発注仕様書は、「部品交換及びサッシ調整工事費1式」となっています。

同様工事、同一担当者による32件の工事の発注仕様書にある違いは、なぜなのか、その理由の説明を求めます。

7 疑問のまとめ

まず、32件の同様工事の発注における発注仕様書について、同じ職員が担当し、同じ発注仕様書及び同じ部品を施工しているにも関わらず、受注単価に違いが生じております。

次に、同様機能の部品であるにも関わらず、受注単価に1,000円前後の違いが生じています。

さらに、同様工事であるにも関わらず、「部品費及び人件費」を個別に見積りを依頼している発注仕様書と「部品費及び人件費」を一式計上で見積りを依頼している違いがあります。

これらについて、合理的な説明がなされない場合は、監査委員の判断により、損害の補填額を追加していただくことを請求いたします。

8 仮に教育委員会が小破修繕及び原形復旧工事であると主張した場合

まず、落下防止部品の取り付けについて、三王建設が受注した12件の発注仕様書には、明確に、「外れ止め取り付け作業」と明記しており、担当職員は、新設工事であるとの認識があったと判断できます。

また、各工事写真でも明確なように明らかに落下防止部品を新たに取り付けている状況が確認できますことから、新設工事であることは明確であります。

それでもなお、仮に、教育委員会が、小破修繕及び原形復旧工事であると主張した場合には、次の疑問点があります。

32件の工事の中には、確かに、小破修繕及び原形復旧工事と思える、戸車及びクレセントの交換工事も含まれていますが、一部にそのような工事が含まれているからと言って、それらと抱き合わせで、新設工事を行ってよいとの理論は成り立ちません。

なぜならば、最大の問題点は、工事の一部に、1万円分でも小破修繕及び原形復旧工事を潜り込ませれば、残りの249万円分で新設工事を行うことが可能となってしまいうからであります。

仮に、教育委員会が、この理論を持ち出した場合、地方自治法に定める少額随意契約制度の根幹をなし崩しにするものであり、許されるものではないと考えますので、この理論を持ち出す場合は、地方自治法の所管省庁であります総務省の見解を確認してから主張されるべきであります。

なお、一部に小破修繕及び原形復旧工事があった場合の適法な契約処理としては、次の2つの方法があります。

本来あるべき姿その1として、戸車及びクレセントの交換工事を別発注すること。本来あるべき姿その2として、落下防止工事の一般競争入札もしくは指名競争入札に戸車及びクレセントの交換工事を含めること。

以上のいずれかの契約方法によれば、まったく問題はありません。

9 仮に教育委員会が児童生徒の安全を守るための緊急工事であると主張した場合

仮に、教育委員会が、窓サッシの落下防止工事であり、児童生徒の安全を守る工事である以上、契約手続きを簡素化し迅速な対応を図ったものと主張したとしても、次の疑問点があります。

まず、本当に危険が迫った状況である場合には、地方自治法に定める特命随意契約という契約方法があり、少額随意契約と比較してもより迅速に対応が可能です。特命随意契約を採用しなかったことは、切迫した危険性の認識はなかったものと思われませんが、いかがでしょうか。

次に、川崎市には公立学校174校ありますが、なぜ32校のみの工事であったのか。窓サッシ落下の危険性は、32校のみであったのか、他の142校に落下防止工事は必要なかったのか。174校に対し緊急点検を行った結果、32校のみに落下防止工事の必要性を把握したのか。以上のような疑問点がありますが、合理的な説明をお願いいたします。

10 結語

以上のとおり、甲第1号証に示す1～32の工事は地方自治法等の法令等に違反する契約会計処理がなされていたものであります。

法令等に違反することなく、適法な競争性のある契約方法を実施していれば、もっとよりよい市民サービスに向けられるべき多くの財源が存在したものであります。

現状の川崎市の財政状況からすると、1円のムダも許されない状況であり、本件不適切契約会計処理行為は、市長さんを始め、一生懸命市民のために働いている職員の方々の志に背く行為でもあります。

したがって、市長さんを始め職員が一丸となって、従前繰り返されていた不適切契約会計処理を改め、同様事例が繰り返されることがなく、税金のムダを縮減させていくためには、残念ながら、一定のショック療法はやむを得ないと思われまます。

最後に、将来に向かって、川崎市がよりよい街であり続けられるよう必要な勧告をお願いするものであります。

添付資料

【甲第1号証】・・・32校の「窓サッシ落下防止工事」に係る決裁文書

【甲第2号証】・・・川崎市軽易工事契約事務取扱規程

【甲第3号証】・・・会計事務研修テキスト

【甲第4号証】・・・工事写真（受注3社各1件ずつ）

- 【甲第 5 号証】・・・軽易工事に関する財政局長議会答弁
- 【甲第 6 号証】・・・請求者に対する教育委員会からの軽易工事に係る回答
- 【甲第 7 号証】・・・3 2 件の文書開示一覧で「営繕申請書」不存在表示
- 【甲第 8 号証】・・・総務省一契約における実質的な競争性の確保に関する調査
- 【甲第 9 号証】・・・履行場所が分かる一覧及び契約合計金額
- 【甲第 1 0 号証】・・・履行時期が分かる一覧
- 【甲第 1 1 号証】・・・教育委員会における複数履行場所一覧
- 【甲第 1 2 号証】・・・落札率
- 【甲第 1 3 号証】・・・支出負担行為に係る決裁文書（受注 3 社各 1 件ずつ）
- 【甲第 1 4 号証】・・・2 0 0 9 年（平成 2 1 年）5 月 2 8 日付け新聞報道各紙
- 【甲第 1 5 号証】・・・前記新聞報道にある教育委員会の事例
- 【甲第 1 6 号証】・・・監査に対する教育長の措置通知書
- 【甲第 1 7 号証】・・・平成 2 9 年から 2 5 年までの分割発注関係の監査指摘事例
- 【甲第 1 8 号証】・・・京都市教育委員会における分割発注に係る住民監査請求事例

川崎市職員措置請求書（補足説明書）

2018（平成30年）年7月25日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番地3
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

2018（平成30年）年7月13日付け川崎市職員措置請求書について、一部補足説明を行いますとともに、新たな甲号証を追加し、教育委員会教育環境整備推進室が地方自治法等の法令等に違反している事実をより明らかにするため、その補足説明書を提出いたします。

1 2018（平成30年）年7月13日付け川崎市職員措置請求書における「(8) 総務省判断の検証について」の補足説明について

4ページにあります当該(8)の最終行「むしろ1件工事として発注すべきものに該当するものであります。」といたしましたが、ベストな契約方法は、そのとおりであります。川崎区は「寺尾サッシ工業株式会社」、幸区、中原区及び高津区は「三王建設株式会社」、そして、宮前区、多摩区及び麻生区は「関東サッシサービス株式会社」が受注していることからすれば、少なくとも、同一業者が受注した3件での発注を行うべきであるものであることからすれば、分割発注における違法性としては、少なくとも、32件を3つのグループにして一括発注できた分割発注の違法性があるものであります。

2 「〇〇補修工事」と工事名称を付していることについて

(1) 甲第1号証の1～32の回議書に記載されている件名は、32件すべて「〇〇補修工事」との件名が付されています。

当該32件の工事のみならず、教育委員会教育環境整備推進室が、軽易工事として発注している工事については、すべて「〇〇補修工事」と件名を付しています。

しかしながら、甲第1号証の1～32の工事もそうであったように、新設工事も含め、すべて「〇〇補修工事」と件名を付し、本来、執行する工事には適切な名称を付しなければならないところ、250万円以下の工事で新設工事を執行しているという

違法性を感知されないために工事件名を偽り、監査の目をごまかしているものであります。

そこで、明らかに、新設工事であるにも関わらず、「〇〇補修工事」と件名を付している具体的な事例を甲第19号証に示します。

(2) 甲第19号証は、学校にエアコンを新設する決裁文書であります。

甲第19号証の1及び2には、学校からの営繕申請書が添付されており、そこには、明確に「エアコンの設置」、つまり新設を依頼する申請書となっています。

また、甲第19号証の3以降については、学校からの営繕申請書は添付されていないものの、各業者の見積書を確認すると、既存のエアコンを取り換えるのであれば、「既存のエアコンの撤去工事費」が含まれていなければならないところ、それらの経費の記載はありません。

したがって、明確に、エアコン新設の工事であるものの、工事件名には「〇〇補修工事」としています。

明らかに、新設工事が軽易工事に適用できないことをごまかすために、「〇〇補修工事」としているものであり、工事件名から監査の定期監査もしくは工事監査から逃れるための不適切な工事件名を付しているものであり、極めて悪質であります。

当該甲第19号証に示すエアコン工事が、軽易工事として発注することは禁止されている「新設工事」ではなく、あくまでも「原形復旧工事」であり補修工事であると主張するのであれば、その証拠を示し、合理的な説明をお願いいたします。

3 分割発注について

甲第19号証そのもの及び甲第19号証に示す契約内容一覧との表題を付けた甲第20号証の件名を見ていただければ、一目瞭然であります。甲第19号証の1～7の工事は、エアコンを設置するための「電源工事」と「エアコンそのものの設置工事」とに分割発注しているものであります。

家庭におけるエアコン設置工事でも、200ボルトエアコンなどでは、電源工事を必要とし、エアコン設置と同時に一体工事として、お願いするものであります。

この件についても、「電源工事」と「エアコンそのものの設置工事」とは、まったく別のものであり、一体工事ではないとするのであれば、当該「電源工事」は、どのような必要性があって、「エアコンそのものの設置工事」と同時期に発注したのが、その証拠を示し、合理的な説明をお願いいたします。

さらに、甲第21号証の1であります。この場合は、新たな電源工場の必要性はなかったようで、電源工事との分割発注ではなく、「理科室」と「美術室」の工事に分割したものであります。

その契約内容一覧を示したものが、甲第22号証であります。

4 エアコン工事分割発注における児童・生徒への健康問題等について

今年、熱中症の関係で学校でのエアコンの有無が社会問題となっておりますが、川崎市教育委員会の方針は、学校側から請求のあった教室についてのみ、それぞれ1件ごとに設置工事を行うようであり、しかも工事費が250万円を超えた場合、複数の少額随意契約に分割し、軽易工事として発注しているようであります。

なぜ、年度当初にすべての小・中・高に聞き取りをし、必要なエアコン台数を確認し、市内全域での一般競争入札もしくは指名競争入札により一括発注することをしないのか、現実には、平成27年度においては、甲第19号証及び甲第21号証の8件のエアコン設置を軽易工事としてバラバラに発注している事実があります。

もし、この台数を一般競争入札もしくは指名競争入札により一括発注し、効率的な予算執行をしていけば、さらに多くのエアコンを設置する費用を生み出す可能性が高く、児童・生徒の健康問題や学習環境をより向上させることができます。

5 新設工事及び分割発注について

いずれにいたしましても、甲第20号証及び甲第22号証の各工事契約金額の合計を見ていただければお分かりになりますとおり、各分割工事の合計金額は、軽易工事の基準額であります250万円を超えているものであり、地方自治法等の法令等に違反しているものであります。

また、本件甲第1号証の1～32の工事のみではなく、甲第19号証及び甲第21号証で示しましたとおり、新設工事を補修工事と偽るとともに、かつ、1件工事としては250万円を超える工事を複数の少額随意契約に分割し、軽易工事として発注している状況は、日常茶飯事だったようであり、児童・生徒の健康問題や学習環境のより快適な環境を作り出すことを本来の目的としているはずの部署である「教育環境整備推進室」は、一体、誰のための「環境整備推進室」であるのか、そのような違法発注という業務処理を行っていることについてのためらいや罪悪感というものは、教育委員会教育環境整備推進室の職員には、残念ながら皆無のようであります。

6 極めて悪質な分割発注事例について

甲第23号証に4件の工事を示します。

工事は、西中原中学校における体育館ステージ下の収納、支柱、台車等の補修工事であります。

まず、工事個所は、4件とも西中原中学校の体育館のステージ下に係る工事であります。したがって、4件に分割して発注する理由がなく、常識的に1件工事として一括発注すべきものであります。

西中原中学校の体育館のステージ下には、12列のパイプ椅子の収納レーンがありますが、その12レーンを平成25年度の発注では4レーンと2レーンの工事に分割し、平成26年度の工事では3レーンと3レーンの工事に分割して発注しております。

なぜこのようにレーンを4, 2, 3, 3に4分割したのか、合理的な説明をお願いいたします。

さらに、疑問の発注として、平成26年度の3レーンと3レーンの工事に分割した工事の中で、文書番号26川教環第1241号（契約番号4261000634）の見積書の撤去工事部分において、「既設収納台車撤去6台」及び「既設レール撤去6ヶ所」となっていますが、補修工事箇所は「パネル鍵付きイス収納台車川崎仕様3列」及び「収納台車レール嵩上下地材（H=20～30）3列」となっています。

平成25年度の分割発注事例では、撤去工事と入れ替え工事の数量は、4列と2列となっているものの、平成26年度工事では、2分割した一つの発注に撤去工事を集中させ、もう一方の工事には、撤去工事を発注していません。

分割発注したということは、当該2件の工事を別々の業者が受注する可能性は当然あることから、撤去工事のみ一つの業者に集中させた場合、工事は支障なく遂行されるのか、なぜ、一方の工事に撤去工事を集中させたのか、合理的な説明をお願いいたします。

7 悪質分割による生徒の授業への影響について

甲第24号証に極めて悪質な発注事例の契約内容一覧を記載いたしました。

その契約日及び履行期限を見ていただきたいと思います。

西中原中学校の体育館のステージ下の収納関係の工事は、4件の工事として、最初の契約日が平成26年1月16日となっており、最後の履行期限が8月29日となっていることから、春休み、夏休み、卒業式及び入学式の時期と重なる、実に約7ヶ月半の工期となっています。

体育館の工事となれば、体育の授業及び部活動に支障が及ぶのではないのでしょうか。部活動で使用が予想される体育館であれば、春休みや夏休みにおいても、生徒への影響は必至であります。

さらに、この時期での体育館使用でのビックイベントとしては、卒業式及び入学式がありますが、卒業式及び入学式での椅子の出し入れに影響はなかったのでしょうか。

生徒の授業・部活動及び卒業式・入学式に影響が出るような長期間工事にさせた4分割発注を行った理由はなぜなのか、合理的な説明をお願いいたします。

8 教育委員会以外の他の部署における一般競争入札による適法発注の事例について
甲第25号証に、教育委員会とは違い、地方自治法等の法令等に適法に従い、一般競争入札による発注事例を示します。

甲第25号証には、それぞれ3つのパターンを示し、甲第25号証—1、甲第25号証—2及び甲第25号証—3とします。

まず、甲第25号証—1といたしましては、新設工事の事例を示します。

金額的には、各年度40万円台から240万円台と軽易工事に該当する250万円以下の工事ではありますが、新設工事であることから、適用すると違法となる少額随意契約の軽易工事取扱規程を適用せず、地方自治法等の法令等に従い、一般競争入札を適用した事例であります。

次に、甲第25号証—2といたしましては、補修工事ではありますが、分割発注していない事例を示します。

工事内容としましては、補修工事ではありますが、250万円を超える工事でありますことから、適用すると違法となる少額随意契約の軽易工事取扱規程を適用せず、地方自治法等の法令等に従い、一般競争入札を適用した事例であります。

なお、示しました事例は、全数では件数が多数となりますので、250万円超から500万円までの事例のみをお示しさせていただきました。

最後に、甲第25号証—3といたしましては、補修工事かつ緊急工事でありますので、定義の一部といたしましては、軽易工事取扱規程に該当いたしますが、金額が250万円を超える工事でありますことから、適用すると金額的に違法となる少額随意契約の軽易工事取扱規程を適用せず、地方自治法等の法令等に従い、一般競争入札を適用した事例であります。

9 他の部署に比較して際立つ教育委員会の違法契約について

前記7で示しましたとおり、他の部署では適法に契約を執行しております。

なぜか、教育委員会教育環境整備推進室が際立って違法契約を行っている状況が分かります。

10 教育委員会教育環境整備推進室の契約執行状況について

教育委員会教育環境整備推進室における平成27年度から平成29年度の契約執行状況は、次のとおりです。

契約件数は、1,100件台から1,400件台であり、契約金額は、10億円台から12億円台となっています。

それらのうち、違法契約がなされているものを適法な一般競争入札もしくは指名競争入札に移行できれば、児童・生徒の教育環境整備に配分する予算が多く配分され、児童・生徒の健康環境向上・成績向上に大きく寄与できると思われま

1 1 まとめ

2018（平成30年）年7月13日付け川崎市職員措置請求書における「10結語」において「法令等に違反することなく、適法な競争性のある契約方法を実施していれば、もっとよりよい市民サービスに向けられるべき多くの財源が存在したものであります。」と記載させていただきましたが、教育委員会の問題でありますので、児童・生徒への健康環境向上・成績向上に繋がる財源が存在したものであることを強調したいと思います。

また、同結語に、「市長さんを始め、一生懸命市民のために働いている職員の方々の志に背く行為でもあります。」とも記載させていただきましたが、甲第25号証に示させていただきますとおり、多くの市職員の方々は、適法かつ適正な事務処理を心がけております。

今回の請求の対象は、甲第1号証に示す32件の「サッシ落下防止工事」であります

が、第19号証以降に示しましたとおり教育委員会教育環境整備推進室は、多くの不適法・不適切な契約を行っております。

この機会に厳正な対処を行わなかった場合、今後も教育委員会教育環境整備推進室は、不適法・不適切な契約を続けていくでしょう。

したがって、一部の職員による不適法な事務処理をこれ以上続けさせないためにも、また、特に、教育委員会におきましては、予算を効率よく執行し、児童・生徒の健康環境向上・成績向上に繋がる契約執行に改めてもらいたいためにも、厳正な対処をお願いするものであります。

最後に、改めてお願いいたしますが、児童・生徒の健康環境向上・成績向上を日夜頑張っていらっしゃる現場の先生方の努力を無にするような不適法・不適切な契約を抜本的に改めるためには、残念ながら、一定のショック療法はやむを得ないと思われ

添付資料

- 【甲第19号証】・・・7件の「電源とエアコンの分割発注工事」に係る決裁文書
- 【甲第20号証】・・・前記第19号証に示す契約内容一覧
- 【甲第21号証】・・・理科室と美術室に分割した決裁文書
- 【甲第22号証】・・・前記第21号証に示す契約内容一覧
- 【甲第23号証】・・・西中原中学における4分割発注事例の決裁文書

【甲第24号証】・・・・・・・・前記第23号証に示す契約内容一覧

【甲第25号証】・・・・・・・・教育委員会以外で適法に契約事務を遂行している事例

川崎市職員措置請求書（補足説明書その2）

2018（平成30年）年8月3日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番地3
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

2018（平成30年）年7月13日付け川崎市職員措置請求書について、補足説明の追加を行いますとともに、新たな甲号証も追加し、教育委員会教育環境整備推進室が地方自治法等の法令等に違反している事実をより明らかにするため、その補足説明書その2を提出いたします。

1 甲代16号証において、渡邊教育長から監査委員あての措置通知として、平成29年9月29日付け29川教庶第659号の「監査の結果の報告に基づく措置について（通知）」を示しました。

甲第26号証として、その措置通知の元となりました平成29年3月27日付け29川監公第3号の「監査結果について（公表）」を示します。

この甲第26号証は、その日付けに意味があります。

2 「舌の根も乾かぬうちに」を実践する教育環境整備推進室について

「舌の根も乾かぬうちに」とは、言葉を言い終わるか終わらないうち、前言に反したことを言ったりしたりすることを意味しています。

まず、甲第26号証の日付けであります、平成29年3月27日付けとなっております。

この甲第26号証には、教育環境整備推進室における分割発注事案が指摘されていません。

通常の組織であれば、不適正な契約方法を指摘された際は、それ以降の契約は、適正な契約方法に改めるものであります、実質的な懲戒処分が下されなかった監査委員からの指摘に教育環境整備推進室は、指摘を無視し、適正な契約方法に改めることをしませんでした。

それを具体的に甲第27号証で示します。

つまり、指摘事項が公表された平成29年3月27日からわずか1ヶ月半後の5月中

旬以降、分割発注と思われる契約が次々に行われております。

甲第27号証で示します14件の分割発注と思われる契約については、整理番号1番はグラウンド工事、2番・3番・4番・8番・9番・11番及び13番は空調工事、5・6番は給食室工事、7番及び14番はプール工事、10番及び12番は照明工事という工事において分割発注と思われる契約がなされています。

以上の分割発注と思われる契約案件について、分割発注でないと教育環境整備推進室が主張するのであれば、その根拠を明確に示していただきたいと思っております。

当然ながら、甲第8号証における総務省判断及び甲第14号証における「中学校グラウンドの防球ネット補修で1738万円の工事を7つの軽易工事として処理しているもの」と矛盾のない合理的な説明をお願いいたします。

なお、「中学校グラウンドの防球ネット補修で1738万円の工事を7つの軽易工事として処理しているもの」につきましては、服務監察担当からの調査に対し、教育環境整備推進室が自ら認めて申告した分割発注であることを念頭に置いて、甲第27号証の説明をお願いいたします。

3 「舌の根も乾かぬうちに」の渡邊教育長の措置通知について

甲第16号証において示しました渡邊教育長から監査委員にあてた「監査の結果の報告に基づく措置について(通知)」において、「3 軽易工事や物品購入の契約手続を適正に行うべきもの」中、その「(1)軽易工事の契約を適正に行うべきもの」において、「指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職員に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。今後は、適正な契約事務に努めます。」としています。

しかし、どうでしょう。

まさに、「舌の根も乾かぬうちに」のとおり、甲第28号証に示しましたとおり、甲第16号証における平成29年9月29日以降における分割発注と思われる契約事案を一覧表にいたしました。

早いものは、「今後は、適正な契約事務に努めます。」と監査委員あてに通知した平成29年9月29日のわずか約2週間後の10月10日付けの契約も見受けられ、合わせて22件もの分割発注と思われる契約が見受けられます。

4 「再発防止措置通知」は虚偽通知なのか

前記2及び3において示しましたとおり、教育環境整備推進室は、監査の指摘など何ら重く受け取っている状況は見受けられず、それ以上に、「無視」もしくは「言わせておけ」というような態度であります。

次の事例から致しますと、監査委員を「馬鹿にしている」としか思えない契約事例が

あります。

それは、甲第28号証における整理番号18番の「幸高等学校における屋根防水工事」であります。

合計6,966,000円の工事を「西側」「南側」「東側」の工事とし、それぞれ250万円以下の3つの工事に分割しているものであります。それぞれの契約日は、西側が2月20日、南側が3月15日そして東側が3月20日であります。

屋根の防水工事を行う際、どのような理由をもって「西側」「南側」「東側」3つの工事に分割したのか、説明をお願いいたします。

なお、南側の契約は、なぜだか「特命随意契約」となっています。特命随意契約が締結できる場合は、地方自治法施行令に規定された条項に該当していなければなりません。なぜゆえに特命随意契約が締結されたのか、明確な説明をお願いいたします。

さらに、「今後は、適正な契約事務に努めます。」とした「舌の根も乾かぬうちに」続いた分割発注と思われる契約案件は、整理番号19番の「網入りガラス工事」、20番の「物置緊結工事」、23番・24番・25番・27番・の「空調工事」、22番の「給水管工事」、26番の「ポンプ工事」、28番・29番の「放送設備工事」、30番の「舞台照明工事」、31番の「グランド工事」36番の「消火設備工事」そして最後は、甲第14号証を彷彿させる「防球ネット工事」等々であります。

渡邊教育長からの措置通知にあります「指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。今後は、適正な契約事務に努めます。」との措置状況であるにも関わらず、甲第28号証に示すような「舌の根も乾かぬうちに」が繰り返される分割発注がなぜ行われているのか、

このような状況に至っては、教育環境整備推進室にとどまらず、渡邊教育長の見解をお示し願いたいと思います。

5 「新設工事」について

「新設工事」につきましては、甲第3号証において示しましたとおり、会計室主催による「会計事務研修」において、「新設工事」は軽易工事の対象とならないことが、明確に注意書きされています。

そこで、改めて、確認しておきたいと思いますが、甲第19号証において「エアコンの新設工事」を軽易工事として発注している事例を示しました。

また、甲第29号証に示します「防犯カメラ」の新設工事問題があります。

川崎市における一般競争入札・指名競争入札・特命随意契約及び軽易工事契約について、可能な限り遡って確認しましたが、学校における「エアコン」及び「防犯カメラ」に係る「新設工事」は、1件も確認できませんでした。

しかしながら、新設されていないことになっているエアコン及び防犯カメラの「補修工事」は何件もあります。どうなっているのでしょうか。

防犯カメラの補修工事につきましては、甲第30号証に示しますとおり、平成29年度のみであります。7件確認できました。

以上のとおり、渡邊教育長さんは、「指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職員に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。今後は、適正な契約事務に努めます。」としておりますが、研修で教わったことも無視し、今後は、適正な契約事務に努めます、との言葉もむなしく響くのみであります。

仮に、エアコンや防犯カメラの新設工事の契約事例があれば、お示しいただきたいと思えます。

6 まとめ

まず、確認しておかなければならないのは、本件監査請求の対象であります甲第1号証の32件の軽易工事として発注・契約した工事が、適用した甲第2号証の軽易工事取扱規程の定義に該当するか否かの判断が第一であります。

次に、当該32件の工事が、分割発注されたものかどうかの判断であります。

(1) 軽易工事取扱規程の定義に該当するか否かについて

まず、本件監査請求の対象であります甲第1号証の32件の契約案件は、当該契約に係る業者見積書並びに工事完成写真を見れば一目瞭然であります。まぎれもない「窓サッシ落下防止金具を新設する工事」であり、補修工事ではありません。

一応、軽易工事の定義について解説しますと①小破修繕であるか否か②別表のどれに該当するのか③原形復旧工事であるのか、さらに学校での場合は④学校からの需要に迅速に対応するものであるのか、であります。

以上の①から③まですべてに該当する場合に限って、初めて、軽易工事として発注・契約ができるものであり、一つでも欠けた場合は、軽易工事に該当しないものであります。

なお、学校の場合は、④も考慮に入れる必要があると思われれます。

「小破修繕」に該当するか否かについては、どこが破損してどこを修繕したのか、「別表」の該当性については、どれに該当するのか、「原形復旧工事」に該当するか否かについては、どこをどのように元通りに直したのか、併せて「学校からの需要に迅速に対応するもの」の該当性については、学校からどのような要請があり、どれだけ迅速に対応したのか。

契約回議書及び業者見積書並びに工事完成写真を見た場合、①建物等の小破修繕工事でもなければ②別表で定めるものにも該当せず③原形復旧工事でもなく④学校からの

需要に迅速に対応するものでもなかったものであることが確認できます。

したがって、甲第1号証の32件の契約案件は、軽易工事に該当しない工事であったものであり、地方自治法等の関係法令等に違反した契約であります。

会計室主催の会計事務研修では、新設工事は軽易工事取扱規程の定義に該当しないことから軽易工事として発注・契約を行わないように注意喚起しています。

仮に、当該契約に係る業者見積書並びに工事完成写真を見てもなお補修工事であると主張し続けるのであれば、軽易工事取扱規程の定義にあるいくつかの項目について、何一つ欠けることなく定義に該当することを明確に説明すべきであります。

どう考えても、「窓サッシ落下防止金具を新設する工事」であることは明白でありますので、本件監査請求の対象であります甲第1号証の32件の契約案件は、軽易工事取扱規程を適用してはならず、当然、一般競争入札もしくは指名競争入札として発注・契約をしなければならない契約案件であることから、地方自治法等の関係法令等に違反した契約であります。

また、財政局長の議会答弁にあります「学校からの需要に迅速に対応するもの」であるのか否かではありますが、学校からの要請がなかったことは、学校からの営繕申請書がなかったことから、明白であります。

(2) 分割発注について

前記(1)のとおり甲第1号証の32件の軽易工事として発注・契約した工事は、新設工事であり、軽易工事として発注・契約したことは地方自治法等の関係法令等に違反していることは明白であります。併せて、軽易工事であっても、分割発注を行った違反もあります。

分割発注については、甲第8号証で示しました総務省の判断基準であります「業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであるなどのほか、当該業務は計画的に行われるものであることから、一括して一般競争入札を実施すべきものであると考えられる。」とあることからいたしますと、甲第1号証の32件の工事も「業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであること」「当該業務は計画的に行われていること」であることからして、地方自治法等の関係法令等に照らし、軽易工事ではなく、一般競争入札もしくは指名競争入札により発注・契約すべき案件であることが明白であります。

さらに、前記4及び5にありますとおり、渡邊教育長の措置通知の「舌の根も乾かぬうちに」分割発注を繰り返している現実があります。

この現実を見ると、渡邊教育長の措置通知が虚偽の内容なのか、はたまた、監査委員の指摘など意に介さず馬鹿にしているのか、理解に苦しむものであります。

(3) 「仏の顔も三度まで」について

事ここに至っては、まさに「仏の顔も三度まで」と言いたくなります。

この状況を知った市長さん、地方自治法等の関係法令等を遵守して適正な契約事務を

行っている市職員の方々、教育の現場で汗水たらして頑張っている教職員の方々、そして納税者である市民の方々は、一体どのように感じるのでしょうか。

ルールを守らない行政、行政自らが自らに都合のいいようにルールを解釈・運用する地方自治体、そのようなことがあってよいのでしょうか。

なお、一番心配なのが、この状況が続いた場合、将来、刑事事件に発展する可能性が高いということでもあります。

可能な限り直近の事例として、約1年前に報道された少額随意契約に係る刑事事件についての具体的な事例を甲第31号証に示しますが、そうならないためにも、今のうちに厳正な対処が必要です。

添付資料

【甲第26号証】・・・・平成29年3月27日付け29川監公第3号の「監査結果について(公表)」

【甲第27号証】・・・・指摘事項が公表された平成29年3月27日以降における分割発注事例一覧

【甲第28号証】・・・・渡邊教育長の措置状況を公表した平成29年9月29日以降に締結した分割発注と思われる契約事例一覧

【甲第29号証】・・・・「防犯カメラ」の新設工事に係る回議書

【甲第30号証】・・・・「防犯カメラ」の補修工事とされる工事一覧

【甲第31号証】・・・・少額随意契約を悪用した汚職事件の新聞報道

川崎市職員措置請求書（補足説明書その3）

2018（平成30年）年8月8日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番地3
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

2018（平成30年）年7月13日付け川崎市職員措置請求書について、同年8月3日、請求人及び長その他の執行機関又は職員の陳述が行われた際、教育委員会職員及びその関係職員の陳述において虚偽の陳述及び明らかな法令等の解釈間違いが含まれていたことから、それを明らかにするため、「住民監査請求に対する市の考え方」（以下「市の考え方」という。）及び口頭による陳述について、補足説明書その3を提出いたします。

1 「市の考え方」における「1 本件請求に関する事実関係」について

(1) 軽易工事取扱規程第7条第3号について

当該1の後段の後半部分に、「軽易工事取扱規程第7条第3号の「本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの」が選定すべき業者の要件となっていることから、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている市内中小企業のうち、過去3年間に市立学校において窓サッシに係る工事实績のある業者を選定し、見積り合わせにより契約相手を決定しました。」と述べています。

しかしながら、この条項の適用に関しては、平成28年度契約において、不自然な契約状況がみられます。

平成29年度契約において、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている業者から、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみで32件の工事の見積り合わせを行っていますが、平成28年度契約の状況を見ますと、必ずしもそのような状況ではありません。

まず、甲第32号証に平成19年度から平成29年度までの「サッシ工事」とされている工事をすべて網羅いたしました。

そこを見ていただければお分かりになりますが、一覧表に網掛けをしております「業者名」の欄の「三王建設株式会社」をご覧ください。三王建設株式会社は、サッ

シ工事としては、平成23年度、平成25年度、平成26年度、平成28年度及び本件の平成29年度の工事を受注しております。

注目していただきたいのが業種欄であります。三王建設株式会社は、平成28年度までは、サッシ工事であっても「建築」の業種での受注となっております。

次に、甲第33号証を示しますが、工事請負有資格業者名簿（業種数：32業種延べ業者数：約5千業者）に登録された業者の中から、見積り合わせを含む入札参加者として複数の業者を選択する場合は、同一の業種に登録されている業者から選択しなければなりません。

「市の考え方」では、本件対象の平成29年度工事では、確かに、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている業者から、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみで32件の工事の見積り業者として選定しています。

しかしながら、三王建設株式会社は、平成28年度までは「建具」ではなく、「建築」の業種での受注であります。

そこで、甲第34号証を示します。

それは、三王建設株式会社が受注した平成28年度における18件の業者選定調書であります。建築業種からの選定でありますので、平成29年度工事のように、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている業者、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみではなく、建築業者が並んでおります。

その状況を分かりやすく一覧表にいたしましたのが、甲第35号証であります。

なぜ、そのような建築業種から選択したかといいますと、平成28年度と平成29年度の違いは、三王建設株式会社が「建具」業種でのサッシ工事实績がなかったことから、その実績作りのために建築業者との組み合わせによる見積り合わせを実施したものであると思われま。

その結果、18件すべての工事を受注したことにより、過去3年以内の市立学校におけるサッシ工事实績を残せたものであります。

そこで、平成29年度工事では、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみによる見積り合わせを実現させる状況に至りました。

なお、過去3年間という実績期間については、川崎市としては、何ら規定したのではなく、教育委員会が単に、①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設の3業者のみによる見積り合わせの組み合わせ見積りを実現させるための口実であると思われま。

それは、違うというのであれば、契約課に確認してください。

また、平成28年度において、組み合わせとして使った甲第35号証にある建築業者の10業者（関東サッシサービスは除く）も見積書を提出しているということは、サッシ落下防止工事をできますと言っているもので、教育委員会職員及びその関係職員が陳述した①寺尾サッシ②関東サッシサービス③三王建設しかできないという論理は崩れ、ここが虚偽陳述に該当するものであります。

さらに、3年以上前に遡りますと、甲第32号証にあります「有限会社渡辺ガラス」及び「サンヨウ窓建株式会社」については、建具業種であり、かつ、サッシ工事の実績もあることから、教育委員会が独自に設定した3年縛りを除外すれば、その2業者も見積り合わせ対象業者となり、3業者のみが実績対象者であるという教育委員会の陳述は、一種の虚偽陳述となるものであります。

工事実績につきましては、契約システムにおいて契約実績検索を行えば、瞬時に「有限会社渡辺ガラス」及び「サンヨウ窓建株式会社」の業者名が確認できますが、この2業者を入れないようにするために、「過去3年間」という教育委員会独自の条件を付したものと思われまます。

したがって、教育委員会が言う「建具業種」かつ「サッシ工事実績」で言えば、「三王建設株式会社」は除外され、「有限会社渡辺ガラス」及び「サンヨウ窓建株式会社」の2業種が対象にならなくてはなりません。

さらに、「三王建設株式会社」を対象とするのであれば、平成28年度工事で、三王建設株式会社との組み合わせで見積り業者に入れた10業者も、対象にしなくてはならず、業種も建築業種であっても問題ないと言わざるを得ません。

平成28年度工事も平成29年度工事を発注・決裁した同一の担当課長でありますので、当該担当課長は、上記の状況を一番知り得ている立場の職員であります。

(2) 軽易工事取扱規程第7条第2号について

軽易工事取扱規程第7条第3号の「本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの」が選定すべき業者の要件となっていると陳述しているが、同規程同条第2号に規定する「工事の履行場所の近くに事務所を有すること。」の規定については、考慮しなかったのでしょうか。

証拠としては、6ページに出てきますが甲第41号証があります。

そこには、市内の中小企業で建具及びサッシ工事で登録している業者が、多摩区及び麻生区を除く5つの区に事務所を有していることが分かります。

当然ながら、平成28年度工事において見積り業者とした建築業種にまで範囲を広げれば、すべての区に事務所を有する業者があります。

なお、平成28年度工事の建築業種の業者については、軽易工事取扱規程第7条第3号の「本市工事の経験があり」との条項の適用はどうなっているのでしょうか。甲

第32号のサッシ工事契約の実績には、まったく載っていない建築業者がずらりと見積り業者として見積書を提出しています。

平成28年度工事と平成29年度工事を比較し、陳述を見てみますと、大きな矛盾があるものであり、虚偽陳述と言ってもいいものであります。

2 「市の考え方」における「2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠」について

3ページの7行目から「金額の少額な契約についてまで競争入札を行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定額以下のものについては、一律随意契約（以下「少額随契」という。）によることができることとされているものです。」としています。

その主旨であります。比較の対象としては、1件の契約の少額随契と1件の契約の競争入札との比較が原則であります。今回のように、32件の少額随契の事務手続きと1件の競争入札の事務手続きとを比較した場合、どちらが、能率的な行政事務を阻害しているのでしょうか。

この部分は、明らかな法令解釈の誤りであることはもちろん、あえて自らの業務量を多くしている点が理解に苦しむところであります。本来、契約課に当該32件の契約手続きを依頼すれば、それだけ自らの業務量が減少するところ、自ら進んで業務量を多くしているということは、教育委員会職員において、事務量を多くしてもなお、何らかのメリットがあるのでしょうか。

次に、同じ3ページの「2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠」の最終段落にあります「本件工事は、業者見積りがいずれも・・・また、児童生徒等の安全を確保するためのものであり迅速に執行する必要があること、・・・」とあります。

「1 本件請求に関する事実経過」において明らかにされていますが、平成27年度に2校、平成28年度に1校、窓サッシの落下事故が発生したとのことと、「児童生徒等の安全を確保するためのものであり迅速に執行する必要があること、」とを併せて考えた場合、遅くとも、平成28年度中にはすべての窓サッシ落下防止工事を実行すべきでありましたが、現実には、平成29年度の10月まで工事は行われませんでした。

実際のところ、平成28年度及び平成29年度において、窓サッシ落下防止対象は、すべて完了したのでしょうか。教育委員会職員及びその関係職員は、平成27年度及び平成28年度において起こった事故後、教育委員会職員が調査を行ったとしていますので、その調査報告書を明らかにすべきであります。よもや、調査報告書は存在しないとは言わないでしょう。

緊急性のある工事事例として甲第36号証の1、2、3を示します。

甲第36号証の1は、緊急性のある工事であるものの、一般競争入札を行った事例。

甲第36号証の2は、緊急性のある工事であるものの、指名競争入札を行った事例。

甲第36号証の3は、緊急性のある工事であるものの、随意契約を行った事例。

以上のいずれも緊急性のある工事ではありますが、中には金額にして250万円以下の案件が2件あり、それらはいずれも一般競争入札手続きを執っています。

したがって、緊急工事であっても、公平性、透明性及び地方自治法の大原則であります最少経費最大効果を原則として考慮した場合、多少手続きに時間を要したとしても、見積り合わせではなく、一般競争入札手続きを執っている部署があります。

また、教育委員会職員もしくはその関係職員が、特命随意契約は、災害対応のみとの陳述をしておりますが、見てわかるとおり、災害対応以外の緊急工事で特命随意契約を行っている事例は、多数存在いたします。

この点も、虚偽陳述であります。

次に、前記の続きにあります同じ3ページの「2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠」の最終段落にあります「本件工事は、業者見積りがいずれも・・・また、児童生徒等の安全を確保するためのものであり迅速に執行する必要があること、・・・」の後に続き記載されている「従前の効用を復旧する「原形復旧工事」に該当するものであることからして、軽易工事として取り扱ったものです。」とあります今回の陳述の際に原形復旧の元の状況を示す写真が提示されましたが、業者が完成写真として提出した工事写真には、その状況が全く撮影されておられません。

戸車に関しましては、古い戸車の状況の写真が撮影されております。

したがって、原形の工事写真が無いことから、原形は存在しないのではないかとと思われる。

なお、さらに「原形復旧」の説明として、文部科学省の用語の説明として「注釈3」を示し引用していますが、甲第37号証において当該文部科学省の用語の説明を示します。

この用語の定義は、請求者が示した原形復旧に該当しないとしたことに対し、反論しようとしてネット検索した結果、このサイトがヒットし、教育委員会の都合のいいように解釈・引用したものであります。

この用語の定義は、「災害復旧」における原形復旧であり、災害時は完全な原形復旧はまず難しいことから、被災者のことを考慮した場合、厳格解釈ではなく、多少拡大解釈すべきものとの政治判断からの用語の説明であると思われる。

その点で、原形復旧は原形復旧でありますので通常は用語の説明は不要であります。あえて災害復旧時には多少の拡大解釈が必要であることから、用語の説明に「原形復旧」を入れたものと思われる。

したがって、文部科学省の災害復旧における被災者対策を考慮した政治判断の「原形復旧」を川崎市の「軽易工事」の「原形復旧」と同一視することはあってはならないものであります。

明らかに、間違っている解釈を行っているものであります。

3 「市の考え方」における「3 工事の発注単位について」について

「工事の発注単位は、川崎市では明確な基準が存在せず、方針も指導もなく、どのような発注単位とするかについては、個別の案件ごとに検討する必要がある」としてあります。

そもそもこの考え方が、川崎市の考え方とした場合、川崎市は、地方自治法の原理原則をまったく理解していない政令指定都市とみなされてしまいます。

甲第38号証を示します。

それは、大阪府のホームページにあります「行政の効率化」について記載されたものであり、地方自治法第2条第14項のいわゆる「最少経費最大効果」について記載されております。

発注単位をどうするかについても、当然のこととして、地方自治法第2条第14項のいわゆる「最少経費最大効果」を原則として、判断すべきであります。

したがって、発注単位をどうするかについては、「川崎市では明確な基準が存在せず、方針も指導もなく、どのような発注単位とするかについては、個別の案件ごとに検討する必要がある」と考えるのではなく、地方自治法第2条第14項のいわゆる「最少経費最大効果」の原理原則に基づいて判断すべきであります。

「市の考え方」に示されている「個別の案件ごとに検討する」とした場合、個別案件ごとにどのような基準で判断しているのか、地方自治法の原理原則以外の基準があるのであれば、それについて、川崎市は明確に示すべきであります。

したがって、「市の考え方」のこの部分は、川崎市は、地方自治法の原理原則を理解していない150万人政令指定都市ということを公言しているようなものであり、この「市の考え方」に基づいて監査委員さんが判断を下した場合、川崎市は、全国的に恥をかくことにもなりかねません。

また、4ページの4行目に「予定価格250万円以下の・・・」とあることから、予定価格調書が当然あると思いますが、開示請求により開示された文書に「予定価格調書」が添付されていませんでした。

甲第39号証を示します。

この文書は、(昭和44年12月17日蔵計第4438号大蔵省主計局長から各省庁会計課長、各財務局長あて)の「随意契約による場合の予定価格等について」であります。そこには、「随意契約であっても予定価格の資料は添付させるよう措置するもの

とする。」との文書であり、川崎市においても各局において予定価格調書は添付されております。

なぜ、教育委員会の開示文書に予定価格調書が添付されていないのでしょうか。

次に、4ページの7行目から、「中小企業活性化条例」のことが記載され、32件に分割発注したことが、さもこの条例に基づいた措置であるかのごときの記載があります。

当該条例の元となっている「閣議決定」を甲第40号証として示します。

これは、中小企業の能力で受注可能な単位に発注単位を分離・分割し、中小企業の受注拡大を意図したものであり、川崎市における窓サッシ工事を受注できる市内中小企業は、甲第41号証に示しますとおり、11業者あります。

この条例を引用するのであれば、32件の工事を3業者のみに受注機会を与えること自体が、川崎市が自らの条例に違反していることとなります。

なぜ、11業者に受注機会を与えなかったのか。

請求者は、一般競争入札もしくは指名競争入札を主張していることからすれば、11業者すべてに受注機会を与える方針であります。

しかも、閣議決定の7ページの「3 中小企業者が受注し易い発注とする工夫」を見ていただければわかるとおり「中小企業への受注機会の拡大における分離・分割」と「国を始めとして全国の地方公共団体において禁止されている少額随意契約の分割発注」とは、まったく次元の違う話であり、監査委員さんをミスリードに導く記載をし、これに基づき監査委員さんが判断した場合、この点においても川崎市の恥を全国に知らしめることにもなります。

明らかに、解釈の間違いであります。もしかしたら、あえて間違いであることはわかっている、監査委員さんをミスリードするために引用したとも思える条例の引用であります。

なお、学校運営上、工期の問題から、1つの業者にまとめた場合、夏季休業中に間に合わないと主張していますが、仮に、本当にそのことを考えているのであれば、それこそ11業者に分割した方が、早期に完了するものであります。なぜ、3業者のみに絞ったのか、疑問が残ります。

もう一つ疑問なのが、学校関係の工事は、窓サッシ工事に限らず、夏季休暇等の学校の休み期間中にすべて行っているのでしょうか。現実には、本件32件の工事で最も長い工期は、7月21日から10月30日までとなっており、この主張には根拠がありません。

毎年、年間で学校関係の工事は、1,000件から1,500件前後発注されておりますが、陳述によれば、それらすべて、夏季休暇等の学校の休み期間中にすべて行っているとなりますが、実際のところはどうか。

現実の工期として、夏季休暇等の学校の休み期間中以外にも行われている工事がある場合、この点でも、虚偽陳述であります。

次に、「3 工事の発注単位について」の最終段落にあります「競争入札とした場合、工事完了までに約3年程度を要することとなる。」とありますが、学校施設の工事の設計・発注を行っている「まちづくり局」に確認したところ、基本的には、7月までに教育委員会から工事要望を出してもらえれば、次年度対応は可能との回答であり、最短で10ヶ月の期間で契約は可能とのことであります。

もちろん、補正予算も行っていることからすれば、緊急性があれば、通常の10ヶ月より短縮されるものもあることは当然であります。

また、特殊な橋梁などの場合は、条件によっては3年程度かかるかもしれませんが、軽易工事で発注が可能な工事において、設計に時間がかかるはずはありません。

したがって、この点からも競争入札ではなく、なぜだか不明であります。自らの業務量が増える軽易工事でどうしても発注したいとする意志を感じることはできるものであります。明らかに、監査委員さんをミスリードさせるための虚偽陳述以外なものでもありません。まちづくり局に電話1本かければ、3年かかるか、原則の10ヶ月で対応可能なのか、瞬時にわかります。

次に、順番が前後いたしますが、4ページの3行目「本件工事の対象である32校は履行場所がすべて異なることから、学校ごとに契約を執行するのが原則であり」としています。

それでは、甲第42号証の1～6を示します。

それは、それぞれ「ほか1校」という契約であります。

陳述にあります「学校ごとに契約を執行するのが原則」とするのであれば、甲第42号証の1～6で示した「ほか1校」契約は、原則ではないということになります。その原則でないとする理由は何でしょうか。

甲第42号証の1は、「下作延小学校」と「高津中学校」

甲第42号証の2は、「稗原小学校」と「西高津中学校」

甲第42号証の3は、「王禅寺中央小学校」と「王禅寺中央中学校」

甲第42号証の4は、「東菅小学校」と「千代ヶ丘小学校」

甲第42号証の5は、「南生田中学校」と「平小学校」

甲第42号証の6は、「長沢中学校」と「南大師中学校」

特に、甲第42号証の6は、「長沢中学校」と「南大師中学校」は、川崎市の東西のほぼ端と端に位置する学校であり、この組み合わせの理由は一体何でしょうか。

つまりは、監査請求の対象となっている32校の契約が、1校単位となっていることから、そこだけにとらわれ、それを正当化することのみに集中してしまったことか

ら昨年の複数学校契約を忘れてしまい、明らかな矛盾をはらむ陳述となっています。これも、一種の虚偽陳述の一つと言えるでしょう。

また、川崎区から麻生区までの7つの区別の学校数でまとめた契約を行っているのが、甲第43号証で示します機械警備委託の契約事例であります。

これも、同じ担当課長が決裁したものであるものの、この複数学校契約をすっかり忘れており、結局、監査請求の対象となっている32校の1校単位の契約を正当化することばかりに意識が集中してしまった結果、矛盾した陳述となってしまったものであります。

4 「川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解」について

次に、(16)「7 疑問のまとめ」にあります7ページの上から13行目に「市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と陳述しております。

この前々ページとなります5ページに大蔵省からの予定価格に関する通達文を記載いたしました。教育委員会が自ら予定価格を定めるものと陳述されましたので、さらに、確認したいと思いますが、予定価格調書が開示されていないのはなぜでしょうか。教育委員会自らが契約規則を陳述いたしましたので、予定価格調書は、当然のごとく作成したと思います。開示されないということは、隠ぺいしたのか、公文書を破棄したのか、どちらかだと思いますが、明確に説明をお願いいたします。

自らが陳述しておきながら、仮に、予定価格調書を作成していないとすると、これも虚偽陳述の一種ではないでしょうか。

次に、(18)「9 仮に教育委員会が児童生徒の安全を守るための緊急工事であると主張した場合」についてであります。

陳述においては、特命随契は、災害時のみとの陳述であります。前出の甲第36号証一3を見ていただければ一目瞭然であります。災害以外の特命随意契約を多数列挙させていただいております。

また、甲第44号証で示します教育委員会教育環境整備推進室における随意契約の事例であります。

冒頭に「緊急」と件名に付されている11件の契約事例を挙げました。それらは、いずれも件名から判断いたしますと必ずしも災害対応とは思えない件名となっております。

また、「緊急」の名称は付されていないものの、随意契約として、約1,500件を列挙させていただきました。それらの申に、災害とは関係がなく「緊急」理由での随意契約案件は存在しないのでしょうか。

仮に、教育委員会教育環境整備推進室が契約した随意契約の中に、「緊急」を理由とした随意契約があった場合、矛盾する陳述となりますが、いかがでしょうか。

もしも、そのような契約案件があった場合は、それも一種の虚偽陳述と言えなくもないと思います。

そうだとすると、あまりにも地方自治法及び地方自治法施行令の理解が乏しい状況が垣間見えてしまいました。

本当に、そのような内容を「市の考え方」として陳述していいものでしょうか。

5 見積書の再提出について

甲第45号証に示しますが、一度、見積り依頼をした後、約3ヶ月後、改めて仕様変更につき再度見積書の提出を求めています。

児童・生徒の安全確保をうたい文句に迅速契約が必須であるとの陳述をしておりますが、仕様変更との理由から、約3ヶ月の空白期間を生じさせています。これも、矛盾するところでもあります。なぜ、そのような約3ヶ月間の空白期間を生じさせてしまったのか、迅速契約が必要であるので、競争入札ではなく、見積り合わせで契約を行うとするのであれば、矛盾を解消する明快な説明をすべきであります。

6 虚偽陳述及び明らかな法令等の解釈間違いについて

以上のとおり、虚偽陳述及び明らかな法令等の解釈間違いについて、請求者の考えを証拠を用いて説明いたしました。

全体的に言えますのが、とりあえず、本件32件の平成29年度の住民監査請求対象工事の正当性を陳述しようとするあまり、前後がまったく見えていない状況での陳述になってしまっていました。

教育委員会が引用した元を確認したり、引用条項の前後を確認したり、前年度契約を確認したりいたしますと、教育委員会の陳述の矛盾が露呈し、かつ、法令等の明らかな解釈間違いというか、自らに都合の良い解釈を行うことに終始している状況が明らかになっています。

教育委員会以外の他の部署においては、地方自治法等の法令等を適正に適用し、地方自治法第2条第14項のいわゆる「最少経費最大効果」の原理原則を順守し、適正な契約に努めている部署が大半であると思いますが、仮に、このような法令解釈が川崎市職員の全体の姿であるとする、それは、政令指定都市にふさわしい都市と言えるものでしょうか。

なお、最後の最後に付け加えますが、平成17年2月23日付け平成17年川監公第6号において公表された「川崎市職員（川崎市長並びに関係職員）措置請求に係る監査の結果について（公表）」について、甲第46号証を示します。

その最終ページであります30ページに「なお、平成15年12月24日付け住民監査請求における契約金額の算定方法に関する関係職員の陳述内容が、その後の住民訴訟における川崎市の主張と異なっていることは、極めて遺憾であることを付言する。今後このようなことがないように望むものである。」との記載があります。

この指摘は、当時、大変な話題となったものであります。

それから約15年が経過した本件住民監査請求が、監査委員に対する同様の状況であることがうかがえるものであります。もし、そのような状況が思い当たるのであれば、教育委員会は、現時点において、陳述の修正を行うべきであることを付け加えておきます。

添付資料

- 【甲第32号証】・・・平成19年度から平成29年度までの「サッシ工事」とされている工事の一覧表
- 【甲第33号証】・・・工事請負有資格業者名簿（業種数：32業種）を示す
- 【甲第34号証】・・・三王建設株式会社が受注した平成28年度における18件の業者選定調書
- 【甲第35号証】・・・甲第34号証の状況を分かりやすくした一覧表
- 【甲第36号証】・・・緊急性のある工事一般競争入札、指名競争入札、随意契約を行った事例
- 【甲第37号証】・・・文部科学省の用語の説明
- 【甲第38号証】・・・大阪府のホームページにある最少経費最大効果について
- 【甲第39号証】・・・（昭和44年12月17日蔵計第4438号大蔵省主計局長から各省庁会計課長、各財務局長あて）の「随意契約による場合の予定価格等について」
- 【甲第40号証】・・・「中小企業活性化条例」の元となっている「閣議決定」
- 【甲第41号証】・・・窓サッシ工事を受注できる市内中小企業11業者の一覧
- 【甲第42号証】・・・「ほか1校」工事を示す6件の回議書
- 【甲第43号証】・・・川崎区から麻生区までの7つの区別学校数でまとめた契約事例
- 【甲第44号証】・・・教育委員会教育環境整備推進室における随意契約の事例
- 【甲第45号証】・・・一度、見積り依頼をした後、約3ヶ月後、改めて仕様変更につき再度見積書の提出を求めている見積り依頼書
- 【甲第46号証】・・・平成17年2月23日付け平成17年川監公第6号において公表された「川崎市職員（川崎市長並びに関係職員）措置請求に係る監査の結果について（公表）」について

[結果]

第1 請求の受理

本件措置請求は、平成30年7月13日付けで「川崎市職員措置請求書」として提出され、これを補充するものとして、同年7月25日付けで「川崎市職員措置請求書（補足説明書）」が提出された。

本件措置請求において、請求人は、平成29年度に行われた、市立小中学校における窓サッシ落下防止補修工事32件（別紙1参照。以下「本件工事」という。）は、軽易工事に該当せず、かつ、1件で行うべき工事を複数の工事に分割したものであるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号に基づき随意契約により契約を締結したことが違法であるとし、当該契約に関わった市職員に対し、適法に行った契約（一般競争入札若しくは指名競争入札）の場合との差額である市が被った損害を補填するために必要な措置を行うよう勧告することを求めている。

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、平成30年7月25日付けで受理することとし、監査対象局を教育委員会事務局として監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成30年8月3日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人からは、「川崎市職員措置請求書（補足説明書その2）」の提出があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づく教育委員会事務局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成30年8月3日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」の提出があった。

関係職員の陳述の際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

また、関係職員の陳述に対し、平成30年8月8日付けで、請求人から「川崎市職員措置請求書（補足説明書その3）」が提出された。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件工事を軽易工事として少額随意契約（見積り合わせ）により執行したことが、違法又は不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号。以下「軽易工事取扱規程」という。）により、軽易工事の定義は「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」とされている。本件工事は、小破修繕でもなければ、原形復旧工事でもない。明らかに該当しない工事に軽易工事取扱規程を適用し、見積り合わせで契約をしている。法により契約の原則は一般競争入札とされており、随意契約の場合は施行令に掲げる規定に該当しなければならない。軽易工事取扱規程に違反する工事は、法に違反する契約をしているということである。軽易工事取扱規程の中に新築を不可とする規定はないが、会計室による事務研修のテキストにおいて、「1件の工事を数件に分けて発注することはできません。」「軽易工事は建物等の原形復旧であり、新築・新設等を目的とする工事はできませんので注意してください。」と周知されている。
- (2) 工事写真を見れば原形復旧でないことは明らかで、原形とは違った金具が新しく取り付けられており、業者により明確に後付と書かれたものもある。窓が壊れているわけでもなく、窓に金具を取り付け、窓枠が簡単に外れない、窓が転落をしない、そういう事故の発生を防ぐという工事である。契約を所管する財政局長の答弁においても、軽易工事は小破修繕であり、学校からの需要に迅速に対応するためとされている。通常は学校からの営繕申請に基づき教育委員会の本庁で発注工事を行うが、本件工事には営繕申請書がない。教育委員会の方で何らかの措置をしないと事故が起きる可能性があると考えたのかもしれないが、対象が174校全校でないのはなぜか。
- (3) 平成26年1月に総務省が発表した、契約における実質的な競争性の確保に関する調査と、その調査の結果に基づく勧告の中で、「同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例」につき、「これらの契約については、いずれも業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであるなどのほか、当該業務は計画的に行われるものであることから、一括して一般競争入札を実施す

べきものであると考えられる。」とされている。本件工事についても、業務内容、履行場所、履行時期がほぼ同じであるため、当然ながら少額随意契約ではなく、一括して一般競争入札で行われるべきものに該当する。

- (4) 本件工事は3者が落札しているが、なぜかきれいに区別に受注業者が分かれている。同じ業者が落札し、業務内容も同じであるため、本件工事を一括で発注することは可能であり、少なくとも3者が受注した区分ごとにまとめて発注することは可能であったはずである。また、当該区分ごとに、見積り依頼日、見積締切日、以降の行政側の契約、発注手続がそれぞれ同日となっており、それぞれを分割して発注する意味はなく、一般競争入札で発注すべき内容である。過去の別のサッシ工事では「ほか1校」とまとめた契約があり、サッシ以外の工事では21校をまとめた契約もある。一括で発注すればそれだけ手間が省けたのに、なぜ本件工事は分割したのか。教育委員会は、あえて自分たちで事務量を増やしている。
- (5) 本件工事と同時期の平成29年7月に一般競争入札若しくは指名競争入札で行われた工事は65件ある。その平均落札率は92.69%であり、差額である7.31%が、本来入札でやるべきであった工事を、見積り合わせとしたことにより発生した損害金と認定した。工事の執行と支出命令の承認者は同一の担当課長である。
- (6) 2009年5月28日の新聞各紙で、当時の服務監察担当による軽易工事の契約状況の調査結果が取り上げられたが、全体の1割が不適切であった。その中には分割発注もかなりあり、特に大きな事例として、中学校グラウンドの防球ネット補修は7つの軽易工事に分割していた。教育委員会の分割発注は今に始まったものではない。これらに対する処分は文書注意のみで、実質的な不利益処分が行われなかったため、川崎市では分割発注が継続している。分割発注に関する監査委員からの指摘に対し、教育長は「指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職員に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。」「今後は、適正な契約事務に努めます。」と報告しているが、以降も繰り返し分割発注をしている。
- (7) 学校にエアコンや防犯カメラを新設する際にも、回議書に新設工事と書くと軽易工事でなくなり自分たちで契約行為ができなくなるため、補修工事という名目で軽易工事として発注している。契約課で行われる契約は、多くの職員が関わり契約に至るため、汚職は相当限られたものになるが、軽易工事は業者との結びつきがあるため、汚職につながる可能性がある。

2 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に関する事実経過

川崎市立小学校において、平成27年度に2校、平成28年度に1校、窓サッシが落下する事故が相次いで発生した。この事故原因等について検証したところ、いずれも窓サッシの外れ止めが、経年劣化により欠損していたことが判明した。落下したサッシと同じ構造の窓サッシは、昭和49年から昭和60年にかけて建築された校舎に取り付けられており、これに該当し、危険性が認められた学校について、窓サッシの落下防止を目的とした補修工事を行った。当該工事は、平成28年度と平成29年度の2か年に分けて実施したものであり、請求者が監査対象として挙げる32件の工事は、平成29年度に実施した工事に当たる。

本件工事は、履行場所である32校それぞれを発注単位とし、32件の随意契約により執行した。業者の選定については、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱いについて(昭和58年3月31日付け57川総用第240号助役専決。以下「助役専決文書」という。)」1(2)①において、現行、1件250万円以下の工事請負契約については、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されており、また、軽易工事取扱規程第7条第3号において、本市工事の経験があり、かつ、誠意があるものが選定すべき業者の要件となっていることから、工事請負有資格業者名簿(業種:建具、種目:サッシ)に登録されている市内中小企業のうち、過去3年間に市立学校において窓サッシに係る工事实績のある業者を選定し、見積り合わせにより契約相手を決定した。

(2) 軽易工事(随意契約)により執行した根拠

法第234条第1項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、また、同条第2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義とし、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方式をもって、普通地方公共団体が締結する契約方法の原則とすべきことは当然であるが、一方で、一般競争入札による契約方式は、指名競争入札や随意契約による場合に比較して手続が煩さであり、また、広く誰でも入札に参加し得るというところから、資力、信用等のある者が果たして落札者となるかどうか、またその者が確実に契約を履行することが果たして期待できるかどうかを的確に把握することができないため、かえって普通地方公

共同体が損失を招くおそれがある場合があることから、例外的に手続が簡略であり、資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知の上、選定できる契約方法について認めているものである。

これを受け、施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。）第24条の2第1項第1号では、予定価格が250万円以下の工事請負契約については、随意契約によることができると規定している。金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以下のものについては、一律随意契約によることができるとされているものである。なお、少額随意契約を行う場合、契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されているが、競争性や透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、助役専決文書により、原則3者以上から見積書を徴することとされている。

さらに、軽易工事取扱規程第2条第3号では、予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件250万円（需用費中10万円以下のものを除く。）以下の建物等の小破修繕等に類する原形復旧工事を軽易工事として定め、その契約事務を迅速に執行できるよう、所管局にて発注することとなっている。ここでいう原形復旧の概念について、本市における明確な解釈はないが、一般的には、形状、寸法、材質の等しい施設を復旧することを指し、原型に復旧することが不可能、著しく困難又は不適當である場合においては、従前の効用を復旧するための施設を建設し又は当該施設に代わるべき必要な施設を建設することも原形復旧に含まれるものとされている。

本件工事の対象となる窓サッシは、設置から30年から40年経過しており、設置当時と同様の外れ止めは既に生産されていないことから、設置当時の状態に復旧することは不可能又は不適當であると判断し、代替の外れ止めを用いることで、本来窓サッシが持つ落下防止の機能を回復させる処置を行った。

本件工事は、業者見積り額がいずれも250万円を下回ったことから、見積り合わせによる契約が可能であり、また、児童生徒等の安全を確保するためのものであり迅速に執行する必要があること、さらに、従前の効用を復旧する原形復旧工事に該当するものであることから、軽易工事として取り扱ったものである。

（3）工事の発注単位について

工事の発注単位については、本市における明確な基準が存在するものではない。受注業者の受注意欲を喚起させるために、施工場所が複数ある数件の工事

を1件にまとめて発注するケースもあるが、必ずしもそうすべき、という方針や指導はなく、どのような発注単位とするかについては、個別の案件ごとに検討する必要がある。

本件工事の対象である32校は、履行場所が全て異なることから、学校ごとに契約を執行することが原則であり、32件全てが予定価格250万円以下の原形復旧工事であることから、それぞれを1件の軽易工事として執行することに問題はないものとする。

また、川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例（平成27年条例第84号。以下「中小企業活性化条例」という。）第19条第1項において「市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者（市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。）の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。」と規定されており、市内中小企業の受注機会の増大を図るよう努めるものと明記されている。

本件工事は、学校運営上の理由から、夏季休業期間に一斉に行う必要があるが、仮に本件工事を1つの契約にまとめた場合、32校分の工事を1つの業者が2か月弱の期間で完了させなければならない。1校当たりの作業日数が3日から1週間程度かかることから、受注可能業者はより対応力の高い企業に限られてしまうことが考えられ、これは、市内中小企業の受注機会増大を求めた中小企業活性化条例に沿わない考え方となる。

さらに、本件工事を1件又は複数件の契約にまとめた場合、軽易工事として取り扱うことができる金額を超えるため、財政局契約課において競争入札が執行されることとなる。この場合、契約規則第13条第1項に「市長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し」と規定されていることから、入札に当たって設計を行う必要が生じる。この場合、予算への計上から設計、工事完了までには約3年程度を要することとなるが、迅速な対応が求められている中、あえて競争入札を選択する合理性はない。

（4）川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

ア 「1（2）違法性について」は、全て否認する。まず、前記「（2）軽易工事（随意契約）により執行した根拠」で示したとおり、本市は本件工事に関して、外れ止めの新設工事ではなく、代替の外れ止めを用い、従前の落下防止機能の回復を目的とした原形復旧工事であると認識している。

また、施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第24条の2第1

項第1号において、予定価格が250万円以下である工事契約は随意契約によることができると規定されており、地方自治法等の関係法令に違反している事実はない。

さらに、契約規則では、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとなっているが、本件工事においては助役専決文書に従い、3者による見積り合わせを行うことで、競争性を確保するとともに、価格の妥当性について確認している。

イ 「1(3)川崎市が被った損害の補填について」は、全て否認する。この理由については、「シ」で示す。

ウ 「2(2)「軽易工事」の該当性について」は、5行目「新設工事であること」以降について、前記(4)ア1段落目の理由により、否認する。

エ 「2(4)教育委員会における「軽易工事」実施の事務処理原則について」は、「軽易工事該当工事でなかったものであります。」の箇所について否認する。教育委員会事務局における軽易工事契約事務は、軽易工事取扱規程に基づき行われているものであり、これによると、第3条第1項にある「軽易工事の必要が生じたとき」が契約事務の起点となっている。つまり、教育委員会事務局において軽易工事の必要性が生じたことを認知する方法として学校から営繕申請書の提出を求めているものであり、学校からの営繕申請書の提出が軽易工事実施に当たっての必須条件ではない。

本件工事については、学校からではなく教育委員会事務局教育環境整備推進室において軽易工事実施の必要性を認めた上で発注している。

オ 「2(5)「軽易工事」該当性のまとめ」及び「2(6)違法性の判断について」は、前記アからエの見解に基づき、否認する。

カ 「2(8)総務省判断の検証について」の3段落目は、全て否認する。履行場所は、契約により生じた債務の履行地であり、本件工事契約は、各学校における窓サッシの補修工事の請負であることからして、必然的に履行場所は、当該窓サッシが設置された個々の学校ということになる。明らかに別住所であるそれぞれの学校をまとめて、履行場所もほぼ同じであると判断することに合理性はない。

キ 「2(8)総務省判断の検証について」の5段落目は、上から6行目の「教育委員会は、市内全域が」から「契約方針ではないようであります。」の箇所について、否認する。前記「(3)工事の発注単位について」で示したとおり、原則として工事契約は学校ごととしているが、仕様の統一が可能であり、業者の受注意欲を喚起させるような場合は、複数の学校について施工をまとめた契約を締結することがある。しかし、この場合においても履行場所が複

数あるという認識であり、市内全域を1つの履行場所として捉えているわけではない。

ク 「2(8) 総務省判断の検証について」の6段落目は、「1件工事として事務処理しても何ら問題はないものであります。」の箇所について、否認する。前記「(3) 工事の発注単位について」で示したとおり、本件工事を1件の契約にまとめることは困難であり、そうした契約執行の方法について、本市で指導又は推奨されている事実はない。また、1件の工事としてまとめて契約した場合、1つの業者が同時期に並行して32校の学校で工事を行うことが求められ、施工可能な業者は限られてしまう。これは、工事の発注対象を適切に分離、分割することを求めた中小企業活性化条例の考え方に逆行する契約手法であり、問題があると言える。

ケ 「2(8) 総務省判断の検証について」の7段落目は、前記カからクの見解により、否認する。

コ 「2(9) 計画発注について」は、2段落目について、全て否認する。前記エで示したとおり、学校における軽易工事の実施について、営繕申請書の提出は、教育環境整備推進室が補修の必要性に関する情報収集のため求めているものであり、その必要性を認めることで契約手続を行うものである。

また、本件工事は、児童生徒の安全を確保するための工事であり、かつ休業期間中という限られた期間での発注が必要なことから、迅速な対応を要することは十分認識した上で施工しているものであり、1件当たりの工事費が250万円以下であったことから、軽易工事により対応した。このことについて、違法性はないものと考えている。

サ 「2(10) 損害の補填について」の1段落目は、前記アからコの見解により、否認する。

シ 「2(10) 損害の補填について」の4段落目から10段落目は、全て否認する。

繰り返し示しているとおり、本件工事は、軽易工事に該当する案件であり、その契約を随意契約（見積り合わせ）により執行することに違法性はないことから、補填すべき損害はないものとする。

ス 「4 疑問その1」について

外れ止め部品は既製品がないため、受注業者の自社製品又は外部発注製品により対応している。そのため、各社の生産能力、生産数、企業努力等の結果により、単価に差異が生じているものと思われる。

また、特記仕様書などはない。

セ 「5 疑問その2」について

初めに、サッシ外れ止めと外障子外れ止めは、標記は異なるが、いずれもサッシの落下を防止するための製品である。また、前記スでも示したとおり、外れ止め部品は請負業者の自社製品等であるため、部品単価に差異が生じているものと思われる。

また、発注仕様書の内訳の記載については、本件工事は規模・数量等が公共積算基準に該当するほどの工事ではないため、統一した仕様書を作成する必要性がなかった。

ソ 「6 疑問その3」について

前記セで示したとおりである。

タ 「7 疑問のまとめ」について

まず、外れ止めの単価については、前記ス及びセで示したとおり、外れ止めは請負業者の自社製品等であるため、各社の生産能力、生産数により単価の差異が生じることについては許容されるものとする。

また、発注仕様書の内訳記載については、本件工事で統一した仕様書を作成せずとも、業者が見積りを行うに当たっては不都合がないため、統一しなかった。

なお、契約規則第14条第1項の「予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。」との規定は、国の予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第80条第1項と同一の条文であり、この条文は、競争入札において、ある入札価格を構成する一部の要素について見れば、他の入札の価格の場合のそれより有利であっても、一定の給付に対する総額において国に不利であれば、これを落札価格とすることは適切ではない。すなわち、入札による競争は総額によって行うことが適切である。したがって、予定価格についても、個々の構成部分の単価について定めることなく、入札に付する事項の総額について定めることとした予算価格総額主義を明確にしたものだと解釈されている。契約規則第25条において「市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」とあることから、随意契約においても予定価格総額主義の考え方がとられることから、個々の積算単価については、落札者決定に際して判断材料とはならないものとする。

前記のとおり、本件工事の受注者決定に当たっての見積り合わせは、法令等にのっとり適切に行われたことから、本市に対し損害を与えた事実はない。

チ 「8 仮に教育委員会が小破修繕及び原形復旧工事であると主張した場合」は、前記「(2) 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」等で示した理由により、全て否認する。

ツ 「9 仮に教育委員会が児童生徒の安全を守るための緊急工事であると主張した場合」の第2段落について、特命随意契約を締結できる場合として、施行令第167条の2第1項第5号では「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」が規定されているが、これは実際に災害が起きているような状況下等で、競争入札による手続をとることが、目的時期を失し、本市にとって不利益を被る場合に適用可能なものであり、可能な場合は、複数の業者から見積りを徴することを求められることなどからすると、極めて限定的な取扱いをしなければならないものだと考える。窓サッシの落下防止という目的からすれば、早急に補修工事を進めるべきだと考えるが、現に災害等が起これば市民生活に重大な影響を及ぼすような状況ではないことを踏まえると、前記条文を適用し特命随意契約の場合には該当しないものだと考える。

テ 「9 仮に教育委員会が児童生徒の安全を守るための緊急工事であると主張した場合」の第3段落については、前記「(1) 本件請求に関する事実経過」第1段落に示したとおりである。

(5) 川崎市職員措置請求書（補足説明書）の記載事項に対する本市の見解

「1 2018（平成30年）7月13日付け川崎市職員措置請求書における「(8) 総務省判断の検証について」の補足説明について」は、全て否認する。本件工事を1件の工事にまとめず、32件の工事として執行した理由については、前記「(3) 工事の発注単位について」で示したとおりであるが、これは、仮に本件工事を1件ではなく3件にまとめたとしても状況は同じであることから、同様の理由により否認するものである。

(6) 結論

本件請求における工事は、関係法令等に従い、適正に執行したものであり、違法又は不当との評価を受けるものではないと考える。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事について

ア 定義

軽易工事は、施行令第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものであり、軽易工事取扱規程第2条の規定において、「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く）以下の建物等の小破修繕等に類

するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」とされているが、財政局によれば、市における「原形復旧工事」の定義はない。

イ 事務手続

軽易工事取扱規程第3条において、予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、同第7条に規定する業者（①本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。②工事の履行場所の近くに事務所を有すること。③本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの。）から、なるべく2名以上の適格者を選定して工事見積書を提出させるものとされている。

また、助役専決文書において、1件250万円以下の工事請負については、原則として3者以上の見積り合わせによることとされており、本件工事は、いずれも3者から見積書が提出されている。

ウ 関係法令等

軽易工事（随意契約）に係る法令等について、別紙2に掲げた。

(2) 250万円を超える工事について

教育委員会事務局において、250万円を超える建築工事（250万円以下の原形復旧工事以外の工事を含む）を行う必要が生じた場合、まちづくり局に工事を依頼することとなる。まちづくり局の受託工事については、原則、翌1年目に設計を実施し、翌2年目以降に工事を実施することとなるが、設計に必要な調査等は、あらかじめ教育委員会事務局において行う必要がある。

また、工事の入札及び契約手続については、財政局において行うこととなるが、同局の資料によれば、その所要期間は、予定価格が5,000万円未満の場合はおおむね34日程度、5,000万円以上の場合は47日程度を要するとされている。

(3) 窓サッシ落下防止補修工事の概要

窓サッシ落下防止補修工事は、窓サッシ外れ止めの経年劣化による欠損に起因して、平成27年度及び平成28年度に計3校で発生した窓サッシ落下事故に端を発するもので、当該3校と同じ構造の窓サッシを備えた、昭和49年から昭和60年に建築された校舎のうち危険性が認められたものを対象とし、本件工事のほか、平成28年度にも49校で工事が行われ、計81校の工事をもって完了している。

工事の内容は、既存の外れ止めに、割れやひび等の欠損が生じた箇所につき、代替部品との交換により、従前の落下防止機能の回復を図るものであり、81校においても、欠損のない箇所は、工事の対象とされていない。

工事の発注単位は、平成28年度は2校を単位としている契約が7件あるが、平成29年度の32件はすべて1校単位である。

見積り合わせは、2か年とも1件につき3者から見積書を徴収しているが、平成28年度は42件で延べ13者から徴収しているのに対し、平成29年度は32件とも同一の3者から徴収している。また、平成29年度は、工事の発注は1校単位としているが、業者への見積り依頼日及び見積書の提出期限等については、中原区の1件（校）を除いて、川崎区の計6件（校）、幸区・中原区・高津区の計11件（校）、宮前区・多摩区・麻生区の計14件（校）において、それぞれ同日である。さらに、32件とも提出期限を過ぎてから各見積書が提出されており、その日付は3者とも同日である。

受注業者は、2か年とも同一の3者であるが、平成28年度は各区で混在した受注結果となっているのに対し、平成29年度は①宮前区・多摩区・麻生区の計14件（校）で1業者、②川崎区の計6件（校）で1業者、③幸区・中原区・高津区の計12件（校）で1業者と区ごとに受注業者が分かれる結果となっている。また、前述の見積書の提出日と併せてみると、①の受注業者決定後に②の各見積書が提出され、②の受注業者決定後に③の各見積書が提出されている。

本件工事の履行時期は、おおむね夏季休業期間を中心として、7月下旬から10月下旬の間となっているが、完成期限はいずれも10月31日とされている。

本件工事の執行に際しては、特定の事業として予算立てはせず、既存の一般営繕費の中で対応されている。また、当初から軽易工事として執行することを前提に進められており、まちづくり局との協議調整は行われていない。

4 監査委員の判断

(1) 本件措置請求の趣旨について

本件措置請求は、本件工事は軽易工事に該当せず、かつ、1件で行うべき工事を複数の工事に分割したものであるため、施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約により契約を締結したことが違法であるとし、当該契約に関わった市職員に対し、適法に行った契約（一般競争入札若しくは指名競争入札）の場合との差額である市が被った損害を補填するために必要な措置を行うよう勧告することを求めている。

(2) 軽易工事の該当性について

ア 請求人は、本件工事はいずれも「サッシ外れ止め部品」を新たに取り付ける新設工事であり原形復旧工事に当たらないこと、教育委員会の事務処理原則に基づく学校からの営繕申請書が提出されていないこと及び計画発注工事であるために迅速対応の必要性がないことをもって軽易工事に該当し

ないと主張していることから、この点に関して、本件工事が軽易工事に該当するかにつき、以下検討する。

イ 前記3（1）アのとおり、本市において「原形復旧」の定義は存在しないことから、その該当性については、各所管部署により、工事の内容を踏まえ判断されることとなる。

そこで、工事の内容を個別にみると、前記3（3）のとおり、窓サッシ外れ止めという一部品につき、割れやひび等、欠損が生じた箇所の交換を行うことで、従前の落下防止機能の回復を図るものであるが、本来であれば、同一品との交換をすべきところ、経年により既に設置当時の部品が生産されていないことから代替品を用いたものであり、これを原形復旧の範囲と考える所管部署の判断について、妥当性を欠くとはいえない。

ウ また、営繕申請書についてみると、請求人が主張する事務処理原則とは、学校において軽易工事の必要性が生じたことを所管部署が認知するための一般的な運用に過ぎず、軽易工事取扱規程において、営繕申請書の提出は、軽易工事の要件とはされていない。同様に、迅速対応の必要性も要件とはされておらず、計画性のある工事は軽易工事の対象から除かなければならないという事実もない。

エ 以上の事情を鑑みれば、請求人が主張する事実をもって、学校単位とした本件工事がただちに軽易工事に該当しないと認められない。

（3）工事の分割発注について

ア 請求人は、本件工事は業務内容がすべて同じで、履行場所、履行時期もほぼ同一といえること、また、教育委員会事務局の過去の契約事例において、複数の履行場所をまとめた契約があることをもって、1件で行うべき工事を複数の工事に分割して発注したと主張していることから、本件工事が分割発注によるものといえるかにつき、以下検討する。

イ 業務内容についてみると、前記3（3）のとおり、窓サッシ外れ止めの欠損が生じた箇所のみを工事の対象としていることから、学校により部品の数量は異なり、一部学校のみ交換を実施している部品（戸車等）もあるが、工事の目的を踏まえると、対象の主体はあくまでサッシ外れ止めである。履行時期についても、完成期限はいずれも同日であることを踏まえると、同種工事であることが認められる。

ただし、履行場所については、学校が単位となっており、学校の所在区ごとに捉えれば同一区内の施設ではあるものの、住所、敷地が異なるこれらの施設の工事を、必ず一体として取り扱わなければならないとまでは認められない。したがって、個々の学校を基本単位として発注したことが、分割発注

に当たるとまではいえない。

(4) 本件工事に係る事務執行の相当性について

ア 本件工事については、個々に工事内容を捉えれば軽易工事に該当せず、また、分割発注に当たるとまではいえないが、窓サッシ落下防止補修工事の全体をみると、2か年にわたり81校もの学校で施工され、その総額は、1億4,400万円を超える。当該事業規模を踏まえると、執行に至るまでの検討経過や工事の発注の方法等、係る事務が適正に執行されたといえるか疑義が残るため、以下検討する。

イ 市の説明によれば、軽易工事（随意契約）の長所のみを指摘し、あえて競争入札を選択する合理性はなかったとしているが、随意契約は、いったんその運用を誤ると相手方が固定化し、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失すおそれがあるとされる短所について留意すべきである。地方公共団体における契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法であり、その取扱いは厳正に行わなければならない。

ウ こうした原則の下、本件工事の総事業規模を勘案すれば、当然に競争入札を前提に検討すべきであるし、児童生徒の安全確保という重要性や緊急性に照らせば、設計期間等の短縮に向けて、まちづくり局との協議調整も必要なところ、設計及び競争入札となれば相応の日数を要してしまうと所管部署のみで判断し、軽易工事を前提として進められたことには疑問が残ると言わざるを得ない。

エ 見積書の提出においても、本件工事の見積業者は、いずれも特定の3者で固定されている上、3者が揃って、かつ、学校が所在する区単位で明確に分かれて受注しており、さらに、当該受注区分ごとに見積書の提出日及び受注業者の決定日が近接した3回に分かれていることなど、見積り合わせが形式的なものであったとの疑問も残る。

この点について、市の説明によれば、本件工事に求められる緊急性や確実性を踏まえ、業種や、学校における過去3年間の軽易工事の実績を踏まえた業者選定を行ったとのことであるが、一連の工事である平成28年度の42件においては、延べ13者から見積書を徴収していることから、平成29年度分においてのみ、緊急性や確実性を訴えることが妥当であるとはいえない。

また、工事請負有資格業者名簿（業種：建具、種目：サッシ）に登録されている、前述の3者以外の市内中小企業においても、市長事務部局を含めれば、過去3年間の契約実績を有している業者がおり、それらの業者では対応できないほどの特殊な性質を、学校の窓サッシ補修工事が有しているとは考

えにくい。

オ また、市によれば、現状壊れていない箇所や対象外の学校については、現状では補修の必要はないものと考えており、新たに劣化が進む場合は、工事を検討しなければならないとしているが、本件工事の発端である窓サッシ落下事故の原因が、外れ止めの経年劣化にあることを鑑みれば、現状欠損のある箇所のみを交換しても、他の箇所の劣化は進行することから、予防保全の観点から、落下の危険性が完全に取り除けたとまではいえないものと考えられる。本件工事の中には、契約金額が248万円を超えるものなど、軽易工事の上限額に極めて近い額の工事も複数件あり、そうした工事における受注業者以外の見積額は、250万円を超えているものもある。こうした事情を踏まえると、1件当たりの金額を250万円以下に抑えるために、工事の対象を欠損のある箇所に限定したと考えられなくもない。

カ 以上の事情を鑑みれば、本件工事に係る事務執行につき、執行に至るまでの検討経過や工事の発注方法及び見積業者の選定方法において相当性を欠く点が認められ、競争原理が働きにくい態様であったことは否定できない。

キ しかしながら、請求人が主張するように、そのことにより市に損失が生じているというためには、高い蓋然性が認められるというだけでは十分でなく、具体的な損害額が客観的な証拠に基づいて認められなければならない。

この点について、本件工事が他の競争入札等の方法によれば減額されたとまで認められる証拠はなく、本件工事によって具体的な損害が発生したとは認められない。

(5) 結論

以上のことから、本件工事を1校ごとに軽易工事（随意契約）により執行したことに関し、ただちに違法、不当な事実があるとは認められず、請求人の主張には理由がない。

なお、係る事務執行については、相当性を欠く部分があるが、それにより市に具体的な損害が発生したとまでは認められないから、本件措置請求はこれを棄却する。

5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

前述のとおり、地方公共団体における契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法であり、その取扱いは厳正に行わなければならない

い。

突発的な小破修繕等における軽易工事の有用性は論をまたないが、本件工事のように事業規模が大きく、かつ、児童生徒の安全確保という特殊性を有するような案件については、一所管部署にとどまらず、局全体における重要な課題と捉えて対応について十分な検討を行い、関係局との協議も行った上で、契約方法を決定することが望ましいと考える。

この場合、競争入札によったとしても、発注単位を工夫することなどにより中小事業者の受注機会の増大を図ることは、十分可能と思われる。

また、軽易工事として執行する場合においても、見積り合わせの趣旨は、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うためのものであり、単に3者から見積書を徴収すればよいというものではない。見積り合わせを行う際においても、競争性を前提として業者選定を行うという点では指名競争入札と同一であるから、特定の業者に偏ることなく、しっかりと競争原理を働かせる必要がある。

以上につき、市民から疑念を抱かれることのないよう、十分に留意して事務を執行されることを要望する。

※ 請求書及び各補足説明書本文については、請求人の職業を省略したほか、おおむね提出された原文に従って記載した。

※ 本文中、提出された資料は添付を省略した。

本件措置請求に係る窓サッシ落下防止補修工事 32 件（平成 29 年度）

No.	学校名	区	回議書 施行日	契約金額 (円)	受注業者
1	藤崎小学校	川崎区	H29.7.21	2,187,864	寺尾サッシ工業株式会社
2	東大島小学校	川崎区	H29.7.21	1,955,124	寺尾サッシ工業株式会社
3	向小学校	川崎区	H29.7.21	2,195,208	寺尾サッシ工業株式会社
4	田島小学校	川崎区	H29.7.21	2,184,300	寺尾サッシ工業株式会社
5	川崎小学校	川崎区	H29.7.21	2,160,864	寺尾サッシ工業株式会社
6	渡田中学校	川崎区	H29.7.21	2,073,600	寺尾サッシ工業株式会社
7	古川小学校	幸 区	H29.7.24	2,138,400	三王建設株式会社
8	小倉小学校	幸 区	H29.7.24	1,998,000	三王建設株式会社
9	日吉中学校	幸 区	H29.7.24	2,019,600	三王建設株式会社
10	木月小学校	中原区	H29.7.24	1,717,200	三王建設株式会社
11	東住吉小学校	中原区	H29.7.24	1,576,800	三王建設株式会社
12	中原小学校	中原区	H29.7.24	1,755,000	三王建設株式会社
13	下小田中小学校	中原区	H29.7.24	2,311,200	三王建設株式会社
14	住吉中学校	中原区	H29.7.24	1,771,200	三王建設株式会社
15	中原中学校	中原区	H29.7.24	1,371,600	三王建設株式会社
16	坂戸小学校	高津区	H29.7.24	1,512,000	三王建設株式会社
17	梶ヶ谷小学校	高津区	H29.7.24	2,181,600	三王建設株式会社
18	久地小学校	高津区	H29.7.24	896,400	三王建設株式会社
19	南野川小学校	宮前区	H29.7.20	2,405,160	関東サッシサービス株式会社
20	宮崎小学校	宮前区	H29.7.20	1,699,920	関東サッシサービス株式会社
21	有馬小学校	宮前区	H29.7.20	2,305,800	関東サッシサービス株式会社
22	白幡台小学校	宮前区	H29.7.20	1,846,800	関東サッシサービス株式会社
23	菅生小学校	宮前区	H29.7.20	2,484,000	関東サッシサービス株式会社
24	向丘中学校	宮前区	H29.7.20	1,544,400	関東サッシサービス株式会社
25	宿河原小学校	多摩区	H29.7.20	1,344,600	関東サッシサービス株式会社
26	三田小学校	多摩区	H29.7.20	1,587,600	関東サッシサービス株式会社
27	生田小学校	多摩区	H29.7.20	2,206,440	関東サッシサービス株式会社
28	稲田中学校	多摩区	H29.7.20	2,452,680	関東サッシサービス株式会社
29	生田中学校	多摩区	H29.7.20	1,815,480	関東サッシサービス株式会社
30	南百合丘小学校	麻生区	H29.7.20	1,678,320	関東サッシサービス株式会社
31	東柿生小学校	麻生区	H29.7.20	1,857,600	関東サッシサービス株式会社
32	西生田中学校	麻生区	H29.7.20	2,054,160	関東サッシサービス株式会社

※ 回議書施行日は、支出負担行為確定日及び請書提出日と同日である。

軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（随意契約）

第六百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第五（第六百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
-------------	------------	-------

3 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）

（随意契約によることができる場合の限度額）

第24条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

（1） 工事又は製造の請負 2,500,000円

4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号）

（趣旨）

第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 予算執行部局の長 川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第2条第2号に定める局の長をいう。

(2) 工事執行部局の長 川崎市請負工事監督規程(昭和43年訓令第4号)第2条第2号に定める工事担当部局長をいう。

(3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のものを除く。)以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。

(工事見積書の徴取等)

第3条 予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第7条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく2名以上の業者を選定しなければならない。

2 予算執行部局の長は、川崎市予算及び決算規則第23条第1項に規定する予算執行伺(以下「予算執行伺」という。)に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあっては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。

3 前項本文の規定による審査は、予算執行伺への合議をもって行うものとする。

(工事執行部局の長の承認)

第4条 工事執行部局の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行伺の承認を行うものとする。

(随意契約の締結等)

第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書(川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第8号様式)を提出させなければならない。

(監督及び検査)

第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届(別記様式)を提出させた後に行わなければならない。

(業者の選定)

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

(1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。

(2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。

(3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

(執行状況の報告等)

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないと認めるときは、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

別表

工事の種類	内容
建築	扉(とびら)、雨樋(どい)、日除(よけ)、壁張り、塗装、畳、案内板、目かくし、カーテン、建具、ブラインド、シャッター、すのこ、庇(ひさし)、看板、塀(へい)、流し、棚(たな)、屋根葺(ふき)替え、手摺(すり)、網戸、間仕切、タイル、スレート、モルタル、窓枠、飾り石、下屋、床、天井、壁等に関する工事
設備	電灯、ボイラー、ポンプ、配水、水飲み場、便器、フラッシュバルブ、換気扇、浴槽(そう)、高架水槽(そう)、電気器具取替え、水道き裂破損、放送機器、受配電器具、排水つまり、築炉、浄化槽(そう)等に関する工事
土木	防護柵(さく)、反射鏡、側溝、道路照明、道路標示、路面の部分的補修等に関する工事
造園	植栽等に関する工事
下水	人孔補修、人孔嵩(かさ)上、下水管の部分的補修、下水管のごみ上げ、防護柵(さく)等に関する工事